

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値						達成率
						方向						H26	H27	H28	H29	H30	H31	
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	167	172	積算中	**	23.9%
							↑	H25	—	人	240	36	52	77	90	積算中	**	37.5%

施策の方向性		(1)	医療、リハビリテーション											
1 施策の進捗状況（Plan・Do）														
取組項目			活動概要											
①	公的医療費助成制度の実施		・障害のある人やその家庭の医療費における経済的負担や精神的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう、公的医療費（自立支援医療、障害者（児）医療）の助成事業を実施している。障害のある人の高齢化等に伴い、医療費の助成件数は依然として多い傾向にある。											
②	地域の医療体制等の充実		・市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図っている。											
③	リハビリテーションの充実		・障害の状況に応じた効果的な治療・訓練ができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「機能訓練」と「リハビリ学級」を開催しており、平成30年度は●●回開催し、●●人の利用となっている。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度は音楽療養機器（カラオケ機材）を利用した「音楽元気体操」やプリント教材を基に作業療法士が指導している「脳トレ」のほか、上肢の運動を楽しむ「たいこ相撲」など、従来の個別的なリハビリに加え、集団・グループでの企画を充実させ、リフトバスでの外出訓練も実施している。また、平成30年度からは、グループ言語の位置付けを講座からリハビリ部門に変え、疾患や状態による二部構成とすることで、より効果が得られるよう工夫している。 ・兵庫県においては、東部阪神地域における障害児者のリハビリテーション拠点の開設に向けて、医療関係者や当事者団体等が参画する有識者会議を設置し、平成30年6月から検討を進めている。当該会議には本市の障害福祉担当の職員も委員として参画しており、意見交換等を行っている。											
活動指標名			方向	基準値			実績値							
1	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	→	H25	4,725	件	5,011	5,258	5,820	5,934	5,965	**	**		
	活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、更生医療費（人工透析等）に係る助成件数は年々増加傾向にあり、平成30年度（見込）は5,965件となっている。												
活動指標名			方向	基準値			実績値							
2	障害者（児）医療費の助成件数	→	H25	422,128	件	429,456	429,122	428,871	432,045	427,278	**	**		
	活動状況	障害者手帳所持者数の増加や高齢化等に伴って、障害者（児）医療の助成件数は依然として多く、平成30年度（見込）は427,278件となっている。												
活動指標名			方向	基準値			実績値							
3	身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25	2,558	人	2,847	2,525	2,196	1,844	積算中	**	**		
	活動状況	センター実施事業である「機能訓練」と「リハビリ学級」における延べ利用者数は、年々減少傾向にあり、平成30年度（見込）は●●人となっている。												
2 施策の評価（Check）														
内部評価			状況		内容		外部評価			状況		内容		
概ね順調					・自立支援医療費については、特に更生医療（人工透析等）の助成件数が増加している。引き続き、国の法制度に基づいて適正な給付事務に取り組んでいく。 ・障害者（児）医療費の助成については、県制度に基づいて実施しているが、対象者の範囲や所得制限等については、市単独事業として拡充（※）を図ってきており、障害のある人の健康維持等に寄与している（※身体障害者3級・知的障害中度・精神障害者2級の者を対象、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり）。今後も当該事業を安定的に継続させる必要がある。 ・県立尼崎総合医療センターの開院時から、救急医療体制のあり方等について検討調整を行ってきた。引き続き、障害のある人の院内での対応等について、可能な限り配慮をいただけるよう協議を続けていく必要がある。なお、平成30年度から兵庫県精神科救急において、阪神圏域にも初期救急対応当番病院を設置するなど、医療体制の拡大が図られている。 ・リハビリテーションの充実に当たっては、身体障害者福祉センターで様々なプログラムを工夫しているが、利用者は年々減少傾向にあるため、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、増加に向けた取組を進めていく必要がある。				やや遅れている				・障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。 ・県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、精神障害のある人の更なる受入れや医療機関におけるソーシャルワーカー・院内ボランティアの増員、当事者団体等の定期的な協議の確保等、市として強い支援を求め、協議を続けていく必要がある。 ・リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事が難しい障害のある人に対して、当該センターで気軽に相談ができ、他の医療機関を紹介するなど支援体制の充実について検討するとともに、阪神間にはリハビリセンターが無いため、引き続き、県へ強く要望していく必要がある。また、リハビリテーションは、精神障害のある人の治療に有効であるにもかかわらず、支援者の知識不足や医療機関からの周知不足等から社会資源として活用されていないため、情報発信等について検討していく必要がある。	
3 今後の取組方向（Act）														
取組方向			方向性		内容									
継続					・医療費助成は障害のある人にとって必要不可欠な制度であるが、利用要件や申請方法など制度内容が複雑であるため、引き続き、対象者への分かりやすい説明に努めるとともに、広報誌やホームページを活用し、一層の制度周知を図っていく。また、今後も現行制度を継続的かつ安定的に実施していくよう努める。 ・県立尼崎総合医療センターとの協議等については、当事者団体からの要望事項等も勘案し、引き続き、本市の意見等を伝えていく。 ・リハビリテーションの充実に向けては、身体障害者福祉センターの実施事業の利用ニーズを把握し、その充実等に努め、利用者数の増加につなげていく。 ・新たに市内に設置される障害児者のリハビリテーション拠点については、平成31年度下期から診療と相談、平成32年度下期からリハビリが開始されるため、リハビリが必要な人を円滑につなげていけるよう、連携を密に図っていく。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）

重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値	目標値 (H32)	実績値						達成率		
										H26	H27	H28	H29	H30	H31			
関係所属名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当				退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	167	172	積算中	**	23.9%
							↑	H25	—	人	240	36	52	77	90	積算中	**	37.5%

施策の方向性		(2)		精神保健に対する施策									
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													
取組項目			活動概要										
①	医療・相談支援の充実	・精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加する中、そういった治療を必要とする人が、安心して在宅で生活を送れるよう、医師による精神保健相談の実施や、精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を実施している。 ・精神障害による長期入院患者への退院支援については、地域移行・地域定着支援の強化を図るほか、西宮市・芦屋市と合同で、阪神南圏域精神障害地域移行・地域定着支援事業協議会等を開催し、新規入院患者への早期退院支援や長期入院患者への退院促進（地域移行）に関する協議を行っている。また、措置入院者等の精神障害者が必要な医療や支援を途切らせることなく地域で暮らせるよう、精神障害者継続支援チームへの退院後支援を実施している。											
		・精神障害に関する正しい知識と認識を深められるよう、精神疾患や自殺対策についての講演会・研修会を実施するほか、家族教室を毎月開催して、家族の身体的・精神的負担の軽減を図っている。また、自殺対策事業の一環として、福祉や保健窓口の市職員、介護・障害等の事業所職員、医師、民生児童委員、教員等に対して、ゲートキーパー研修を行ったほか、新たに市民を対象としたゲートキーパー講座を行うなど個々の立場に応じた各種の研修を実施している。さらに、教員対象の研修や、障害当事者や家族の話を含めた高校生対象の衛生教育を行っている。											
③	精神科救急医療への対応	・市内で発生した精神科救急を必要とするケース対応は、警察や救急、行政職員等が連携を図りながら、兵庫県の精神科救急やスーパー救急等を活用して対応している。また、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応については、県立尼崎総合医療センターにおいて対応を行っている。なお、平成30年度は、精神保健福祉相談員や保健師による救急対応が●●件（相談のみを含む）あった。											
活動指標名			方向	基準値			実績値						
1	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	80	122	167	172	積算中	**	**	
		↑	H25	—	人	36	52	77	90	積算中	**	**	
	活動状況	入院時に関わったケースや精神科病院等から対応依頼のあったケースを対象に退院支援として、カンファレンスへの参加や訪問看護、ホームヘルプ等の調整、グループホーム、アパートへの入居調整等の支援を行っている。											
2 施策の評価（Check）													
状況		内部評価					状況		外部評価				
		内容							内容				
概ね順調	・各種相談事業や自宅等への訪問により、当事者や家族の精神的な不安や負担の解消が図れているため、継続した取組が必要である。 ・長期入院患者への退院支援については、近隣の精神科病院に訪問調査を行い、障害福祉サービス（地域移行・地域定着支援）の利用に結び付けられてきている。今後は、利用者の拡大を図るべく、訪問調査の対象病院を広げていく必要がある。また、措置入院者の退院支援については、厚生労働省発出の通知等に基づき実施しているが、退院を予定している措置入院者を含め、精神障害者が地域で暮らしていけるような連携体制の構築のあり方を検討する必要がある。 ・自殺対策については、「自殺対策計画」に基づき、各種事業を実施しているが、依然として若年層の自殺が一定数存在しているのが現状である。今後も若い世代への啓発が必要であり、衛生教育のみならず、学校教育現場での取組を推進する必要がある。また、自殺者の減少には、自殺未遂者に対しての支援も強化する必要がある。 ・精神科救急医療への対応については、早急に治療が必要となる精神的に不安定な人への支援（救急対応）を実施しており、負担の解消が図れているため、継続した取組が必要である。					やや遅れている		・地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。 ・自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。 ・県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。					
	継続												
	・今後も精神通院など治療を必要とする人の増加が見込まれるため、引き続き、相談・訪問事業に取り組み、その支援にあたっていく。 ・入院患者への退院支援については、「兵庫県第5期障害福祉計画」においても、長期入院患者数の減少を目標に掲げていることから、今後、兵庫県外の精神科病院に対しても、新規入院者の早期退院支援や長期入院者の退院促進等について働きかけるなど、幅広く入院患者の調査・支援を行っていく。 ・自殺対策については、引き続き、思春期相談を実施し、若年層に対する早期支援や治療につなげていくとともに、教員や生徒・児童、保護者に対して、SOSの出し方に関する教育がスムーズに行えるよう、関係機関で連携を図り、実施体制について検討していく。また、救急医療機関等と連携し、自殺未遂者に対して相談資料を配布するなど、再度の自殺企図を防ぐための支援を推進し、自殺者の減少を図る。 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正の有無など、国の動向を踏まえながら、措置入院者への支援体制や精神科救急における課題等も含めて、精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるための「地域包括ケアシステム」のあり方について検討していく。												
3 今後の取組方向（Act）													
方向性			内容										

施策の方向性		(3)		難病等に対する施策									
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													
取組項目			活動概要										
①	医療・相談支援等の充実	・特定医療費（指定難病）受給者証の所持者が増加傾向にある中、難病患者の抱える不安等に対し、相談支援を実施し、安定した療養生活の確保と難病患者やその家族の生活の質の向上に取り組んでいる。 ・指定難病受給者証所持者に対して、講演会や当事者電話相談に關しての通知を行ったほか、小児慢性特定疾病児童に対しては、ニュースレターの発行を行っている。											
		・難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療講演会や相談会、交流会を開催し、身体的・精神的負担の軽減を図っており、平成30年度は、昨年度に引き続き「身近な防災」をテーマに、当事者や学生・行政が参画した防災関連フォーラムを開催している。											
②	理解・知識の普及等												
活動指標名			方向	基準値			実績値						
1	難病相談会・交流会活動の参加者数	↑	H25	258	人	310	354	376	330	積算中	**	**	
		活動状況	疾病の理解を求める講演会だけでなく、防災や福祉など様々なテーマを取り入れるなど内容を工夫し、参加者の増加を図っている。今後も、相談会や交流会を通じて難病患者やその家族の不安の軽減を目指していく。										
	2 施策の評価（Check）												
状況		内部評価					状況		外部評価				
		内容							内容				
概ね順調	・難病患者やその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。 ・相談支援体制に関する情報提供については、引き続き、周知の強化を図る必要がある。 ・「身近な防災」をテーマにした防災関連フォーラムについては、参加者からも好評を得ている。引き続き、多くの方に参加いただけるよう、広報等にも取り組んでいく必要がある。					概ね順調		・相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はそれらの結果や成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行うとともに、より効果的な周知方法についても検討していく必要がある。 ・現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、今後設置される保健福祉センターにおいても、専門職や難病当事者による支援が受けられるよう体制の充実を図っていく必要がある。 ・難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。					
	継続												
	・今後も、難病当事者や関係機関による相談体制の充実や周知の強化を図るとともに、難病講演会においても、引き続き、患者や家族、その支援者に対して、各テーマに関する意識づけが図られるよう取り組んでいく。												
3 今後の取組方向（Act）													
方向性			内容										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	1	保健・医療	施策目標	方向	基準値	目標値 (H32)	実績値						達成率		
										H26	H27	H28	H29	H30	H31			
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉医療課、健康増進課、疾病対策課、北部・南部保健福祉センター地域保健課、保健企画課、健康支援推進担当					退院促進・地域移行支援に関する相談回数	↑	H25	—	回	720	80	122	167	172	積算中	**	23.9%
							↑	H25	—	人	240	36	52	77	90	積算中	**	37.5%

施策の方向性	(4)	障害の原因となる疾病の予防・支援等																		
1 施策の進捗状況（Plan・Do）						2 施策の評価（Check）						3 今後の取組方向（Act）								
取組項目			活動概要									内部評価			外部評価			取組方向		
												状況			状況			方向性		
												内容			内容			内容		
①	早期発見・早期支援の推進		・乳幼児健診など各種子どもの発達相談事業を実施し、子どもの発達課題を早期発見し支援につなげ、子どもの健やかな成長発達を促している。また、発達障害等の支援について、関係者による連絡会を開催し、早期からの親の気づきにつなげるためのリーフレットを作成している。									概ね 順調	・子どもの発達課題については、必要時に療育の専門機関等へ繋げていけるよう、支援機関を対象にした研修・連絡会を実施して共通認識を図るなど、継続的な取組が必要である。 ・受診率向上対策では、健診受診行動を分析した上で、継続受診者層（S層）・受けたりやめたり層（E層）・新規特定健診対象者層（P1層）・未受診者層（P2層）の4つのセグメントに分けて特性に応じた受診勧奨を実施したことにより、より効果的・効率的な対策を行うことが可能になったが、健康寿命のさらなる延伸に向けて、まずは潜在的な重症者を掘り起こすためにも、健診受診率と特定保健指導の実施率のさらなる向上が重要である。また、医療費適正化の推進も含め、「 <u>尼崎市健康増進計画（尼崎市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期）</u> 」で定めた各種指標の達成に取り組む必要がある。			概ね 順調	・自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にして、5歳児健診の実施や支援者に対する障害についての正しい知識の普及に取り組む等、今後の対応が必要である。 ・特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。			
②	健康づくりの推進		・ヘルスアップ尼崎戦略事業として、特定健康診査や生活習慣病予防健診を実施するとともに、その結果に基づく保健指導を行うことで、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組んでいる。																	
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
1	乳幼児健康診査の受診率		↑	H25	96.7	%	95.5	97.2	95.8	97.2	積算中	**	**							
	活動状況	乳幼児健康診査の受診率の向上に向けて受診勧奨を継続するとともに、未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じた指導や支援を行っている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
2	特定健康診査の受診率		↑	H25	37.1	%	39.5	40.1	38.5	38.6	積算中	**	**							
	活動状況	様々な受診率向上対策を実施した結果により、特定健診の受診率は概ね40%で維持できているが、さらに受診率を向上させるため、健診受診歴のほか受診会場や受診時期に着目したより一層細かい受診率向上対策に取り組んでいる。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2	%	46.8	47.7	50.2	44.0	積算中	**	**							
	活動状況	対象者への利用勧奨を行うなどの対策を講じ、特定保健指導の実施率は維持されている。																		
活動指標名			方向	基準値			実績値													
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32										
3	特定保健指導の実施率		↑	H25	46.2</															

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
							方向						H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	0	2	2	**	100.0%

施策の方向性		(1)	障害福祉サービス等
1 施策の進捗状況（Plan・Do）			
取組項目		活動概要	
①	訪問系サービスの充実	・障害のある人の在宅生活を支援していくため、訪問系サービスの居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供に加え、平成29年10月からの移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の提供も始めている。利用人数（月平均）については、平成26年度の1,514人から平成30年度（見込）は1,688人と順調に増加している（参考：障害福祉サービス全体の支給決定者数4,340人）。	
②	日中活動系サービスの充実	・障害のある人の地域での生活を支援していくため、日中活動系サービスを提供している。生活介護や就労移行支援、就労継続支援（A・B型）など各サービスの支給実績は概ね増加傾向にあり、平成30年度からは新たなサービスとして、就労定着支援を実施している。	
③	福祉用具の利用支援等	・障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るため、福祉用具（補装具・日常生活用具）の給付等を行っており、高い給付実績を維持している。特に、日常生活用具における排泄管理支援用具（ストマ等）の給付件数が多くなっている。なお、情報・意思疎通支援用具については、緊急時の情報保障を目的として、平成29年度から視覚障害のある人を対象とする「地上デジタル対応ラジオ」を給付品目に追加しており、平成30年度末時点（見込）で想定する対象者の6割程度の申請を受けている。	
④	その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	・家族の病気・急用等により一時的な預かりが必要となった場合に、日中活動の場や介護を行う日中一時支援事業を実施している。市内の事業所数が少なく利用実績も低い状況であるため、平成29年6月から事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設するなど、利用の拡大に向けて取り組んでおり、その実績は増加傾向にある。その他、重度障害のある人への訪問入浴サービスなど各種福祉サービスを実施するとともに、障害者年金や各種手当の給付等について、市のホームページや「福祉の手引き」を活用し、情報の提供に取り組んでいる。	
⑤	サービスの質の向上等	・適切かつ良質な障害福祉サービス等を提供するため、平成26年度に「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」を策定し、利用者意見交換会や事業所説明会を実施して周知を図るとともに、給付事務を担う職員を増員して、平成27年度からガイドラインの運用を開始している。基準に即した支給決定やシステムを使った請求審査を行うとともに、基準を超える支給量を決定する際は、医療や福祉の学識経験者等で構成する審査会を開催して意見を伺うなどし、利用者の心身の状況等に応じた適正なサービス提供に向けて取り組んでいる。 ・移動支援事業については、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。また、ガイドラインの内容や運用状況等を協議・検討するため、平成30年度（見込）は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を2回開催している。	
2 施策の評価（Check）			
内部評価		外部評価	
状況	内容	状況	内容
概ね順調	・訪問系・日中活動系サービスについては、市域におけるサービス提供基盤の整備も進んでおり、支給実績も概ね増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されているが、65歳以上の高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定については、その運用基準等について一定の整理が必要となっている。また、移動支援事業の見直しに合わせて、行動援護の支給決定も行っているが、依然として利用実績が少ないことが課題となっているため、引き続き、適切なサービス提供に向けて取り組んでいく必要がある。	遅れている	・障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があるため、運用方法の再検討と確認を行う必要がある。
	・福祉用具の給付については、依然として高い給付実績が続いており、ニーズの高い事業といえる。今後も高まるニーズに即した給付品目となるよう、定期的な検証に取り組む必要がある。		・日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需要が大きいためと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。
	・日中一時支援事業については、放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多いため、事業所の指定基準の緩和や送迎に係る加算を創設し、利用促進を図っており、新規の指定事業所も徐々に増えつつあるため、引き続き、指定基準の対象となる市内事業所への周知や協議等を行っていく必要がある。		・障害のある人の家族の中には、長年の見守りによって疲弊している人や社会とのつながりがない環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。
	・障害福祉サービスの給付については、ガイドラインの趣旨や内容が十分に理解されていない事例もあることから、引き続き、利用者や事業者に対して周知を図り、適正なサービス提供に繋げていく必要がある。また、サービス支給件数の増加や度重なる制度変更等に伴い、誤った請求の件数も増加しているため、その対応が課題となっている。		・障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。
	・移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者への周知を図る必要がある。また、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮するとともに、引き続き、利用実績に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組む必要がある。		・事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。
			・ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、担当職員に対しても作成経緯や内容を十分に理解させていくとともに、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。
3 今後の取組方向（Act）			
取組方向			
方向性	内容		
継続	・障害福祉サービスや移動支援事業などサービスの給付については、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、高齢障害者のサービス利用や同行援護の支給決定に係る運用基準等については、各中核市や近隣市の状況を調査・分析するなどし、検討を進めていく。		
	・福祉用具については、引き続き、新たな給付品目である「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害のある人の当事者団体を通じて周知を図っていくとともに、今後も利用ニーズに合った給付品目となるよう、近隣市と情報を共有するなど検証を行っていく。		
	・日中一時支援事業の利用拡大に向けては、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、参入を促していく。		
	・利用者への適正なサービス提供の確保については、引き続き、事業所説明会や事業所への実地指導を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組むとともに、請求審査システムを活用して重複チェック等を行うなどし、増大する請求事務への対応に努めていく。		
	・移動支援事業については、引き続き、運用見直しによる影響や効果を検証し、自立支援協議会において評価等を行っていく。また、重度の知的・精神障害のある利用者を、専門のヘルパーが支援する「行動援護」へ移行させていくなど、適切なサービスの提供に向けて取り組んでいく。		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	1	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	基本施策	2	福祉サービス、相談支援	施策目標		基準値			目標値（H32）	実績値						達成率
						方向						H26	H27	H28	H29	H30	H31	
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課					基幹型の総合相談窓口機能の設置	↑	H25	—	か所	2	0	0	0	2	2	**	100.0%

施策の方向性		(2)	相談支援体制	
1 施策の進捗状況（Plan・Do）				
取組項目		活動概要		
①	地域での相談支援等の充実	・地域の相談支援等の充実に向けては、平成29年度から「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施し、一部の業務を委託することで、相談支援体制の強化を図ることに加え、夜間・休日の緊急相談に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、平成30年1月に開設した保健福祉センターを地域の相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」として位置付けている。 ・委託相談支援事業所（7事業所）の延べ相談回数は、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、平成30年度（見込）は●●回と依然として増加傾向にある。また、委託相談支援事業所における支援力の向上を図るため、「あまがさき相談支援連絡会」を定期的に開催して、事業所間の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図っている。 ・障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会を設置し、「くらし」「しごと」「こども」「ガイドライン」をテーマにした4つの部会等を定期的に開催することで、障害のある人に関する社会資源の情報やその支援体制に係る課題等の共有を図っている。なお、本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が本協議会の事務局となり、これら部会等での協議を通じて、関係機関とのネットワークの強化に努めている。 ・平成29年度から「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の中核を担う支援機関の設置や機能強化を図ってきており、それぞれの支援機関が中心となって指定事業所等の連絡会やネットワーク会議を定期的に開催することで、情報共有や連携強化を図るための協議を進めてきている。		
		・障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関とも連携を図りながら対応している。なお、発達障害者支援センター（芦屋ランチ）と本市の委託相談支援事業所における相談者数は、近年ほぼ横ばいの人数で推移しており、平成30年度（見込）は●●●人となっている。		
		・全ての支給決定者・児に対して「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成していくため、「障害福祉サービス等ガイドライン」と「移動支援事業ガイドライン」を確実に運用していくとともに、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となって、相談支援事業所の担当者会や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、利用計画の作成達成率は、平成28年度末の22.3%から平成30年12月時点では59.1%（全支給決定者・児 5,823人に対して 3,441人を作成）と大幅に増加している。		
②	専門相談機関との連携	・障害のある人に対する相談支援については、必要に応じて、県の専門相談機関とも連携を図りながら対応している。なお、発達障害者支援センター（芦屋ランチ）と本市の委託相談支援事業所における相談者数は、近年ほぼ横ばいの人数で推移しており、平成30年度（見込）は●●●人となっている。		
③	ケアマネジメントの提供	・全ての支給決定者・児に対して「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成していくため、「障害福祉サービス等ガイドライン」と「移動支援事業ガイドライン」を確実に運用していくとともに、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となって、相談支援事業所の担当者会や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、利用計画の作成達成率は、平成28年度末の22.3%から平成30年12月時点では59.1%（全支給決定者・児 5,823人に対して 3,441人を作成）と大幅に増加している。		
		・障害のある人に対する更生援護に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結び役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、平成30年度（見込）における相談件数は、延べ●●●件となっている。		
④	相談員活動の充実	・障害のある人に対する更生援護に対して、熱意と見識を持つ人を相談員に委嘱し、ピアカウンセリングや公的機関と結び役割等を担っていただくことで、市内居住の障害のある人への相談支援や指導等に取り組んでいる。なお、平成30年度（見込）における相談件数は、延べ●●●件となっている。		
2 施策の評価（Check）				
内部評価		外部評価		
状況	内容	状況	内容	
やや遅れている	・委託相談支援事業所における相談回数は年々増加傾向にあり、また、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談支援のニーズは高まっていくことが見込まれる。 ・相談回数の増加に伴い、その内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所については、障害福祉サービス以外の制度等も含めた知識の向上が必要となっている。平成29年度からは「基幹相談支援センター」の相談支援専門員も参画して研修等を実施するなど、事業所への支援に努めているが、各事業所においては業務繁忙や退職等もあり、相談員の人材確保やスキルアップが課題となっている。 ・基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、就労や地域生活の支援センターなど本市の地域生活支援拠点の中核を担う支援機関が中心となって、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営しており、情報共有や連携強化が図れているため、継続した取組が必要である。 ・引き続き、県の専門相談機関等と連携していくとともに、特にこれまで多くの発達相談を行ってきた芦屋ランチについては、平成27年度から市町村を支援する本来の二次的機関へと機能転換が図られたため、より一層の連携を図っていく必要がある。 ・利用計画の作成達成率は増加しているが、本来、全支給決定者・児への作成が必須であるため、引き続き、「基幹相談支援センター」や委託相談支援事業所が中心となり、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。 ・相談員の支援活動は、障害のある人と市など公的機関をつなぐパイプ役としても必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。	遅れている	・委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップ等によって安定したマンパワーの確保を図る必要がある。 ・相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイスを行う機能が不可欠である。また、中途障害児やその保護者等への支援として、医療や福祉部門の連携によるきめ細やかな相談体制を整備することが求められている。今後は、基幹相談支援センターを活用し、相談事業の質の向上を図る必要がある。 ・サービス等利用計画の作成率は低い状況が続いている。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、行政と相談支援事業所が相互理解と連携を深め、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。 ・相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、定期的に研修会を開催し、行政から相談員に対して積極的な情報発信を行うとともに、現行の体制や実施手法について点検・評価していく必要がある。	
	・今後も増加が見込まれる相談等への対応や利用計画の作成の促進に向けて、委託相談支援事業所の体制強化等について検討を進めていく。 ・委託相談支援事業所の知識や支援力の向上については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員等も参画し、定期的に連絡会や意見交換会を開催することで、本市の相談支援体制のあり方や方向性等の共有を図り、一層の連携強化に取り組んでいく。また、より効果的な研修会等を企画・実施していくことで、相談員のスキルアップ等に繋げていく。 ・地域の相談支援等の充実に向けては、引き続き、本市の「地域生活支援拠点」の中核を担う支援機関が中心となり、自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等を定期的に開催・運営していくことで、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続していく。また、各会議体の活性化やより横断的な取組等についても検討していく。			
	・利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について、引き続き、県に働きかけていく。また、日常的な支援を行う居宅介護事業所等と連携を図り、計画が未作成のサービス利用者に対して直接、計画の趣旨や必要性を説明することで、理解の促進と円滑な計画作成につなげていく。さらに、質の高い計画相談支援や作成達成率の一層の向上を図るためには、その中心を担う委託相談支援事業所の体制整備や連携・協力が必要不可欠であるため、今後の進め方や方向性等について、各事業所と協議を重ねていく。 ・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。			
	・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。			
3 今後の取組方向（Act）				
取組方向		方向性	内容	

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向					H26	H27	H28	H29	H30	H31		
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課					「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	1	14	13	7	積算中	**	116.7%
							↑	H25	—	人	60	10	68	47	21	積算中	**	35.0%

施策の方向性	(1)	療育											
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													
取組項目			活動概要										
①	療育支援の充実	・障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援（医療型・居宅訪問型を含む）を提供している。利用人数（月平均）については、平成26年度の252人から平成30年度（見込）は415人と増加傾向にある（参考：障害児通所支援全体の支給決定者数 1,483人）。 ・市立の児童発達支援センター（あこや学園・たじかの園）で実施する保育所等訪問支援については、訪問先への説明会や各種広報を行っているが、平成30年度（見込）の利用人数（月平均）は19人とほぼ横ばいの状況となっている。また、保護者や関係機関へ専門的な療育指導を行うため、障害児等療育支援事業を委託実施している。 ・尼崎市自立支援協議会において、「あまっこファイル」の書き方や活用方法についての説明会を継続して開催するとともに、市報を活用した広報や参加者等による周知を図っている。 ・虐待や不登校、発達障害等の課題を抱える子どもや子育て家庭を支援するため、平成31年10月に「子どもの育ち支援センター（いくしあ）」の開設を予定しており、その準備を進めてきている。発達に課題を抱える子どもやその保護者を必要な支援につないでいくため、平成30年度はネットワーク構築事業を実施し、保育園や幼稚園、学校等の支援機関を訪問して連携強化に努めるほか、専門職種など必要な人材の確保や発達相談支援に係る各種事業の構築に取り組むなど、センターの支援体制を整えている。											
		②	保育の充実	・障害児保育など多様な保育ニーズに対する保育サービスを提供できるよう、法人保育園等への補助を行っている。また、平成30年度も公私立保育所の連絡会を5回実施するほか、職員への専門研修を18回、職場内研修の内、障害児保育に特化したものを47回、計65回開催し、保育の質や職員の資質向上を図っている。 ・家庭での子育ての支援を図るため、臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を各園で実施するとともに、特別な支援を要する幼児を受け入れる特設学級を全園に設置して教員を配置するなど、個々の発達に応じた学びの環境を整えている。									
				③	放課後の支援	・障害のある子どもに放課後等の居場所を提供し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービスを提供している。利用実績は依然として大幅に増加しており、利用人数（月平均）も平成27年度の461人から平成30年度（見込）は841人となっている。 ・保護者が昼間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に対し、児童ホームにおいて安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行っている。平成31年度の入所に向けて、待機児童の状況が厳しく、将来的に利用希望者が多いと推計される校区について、公設児童ホームの定員拡大を進めている。また、民間児童ホームについては、新たに3か所（59人定員）が増設されている。							
概ね順調													
活動指標名			方向	基準値		実績値							
1	障害児保育研修の参加者数	↑	H25	169	人	224	225	263	559	520	**	**	
	活動状況	保育所職員専門研修、障害児保育研究会事例検討会や拡大研修、保育所職場別研修等において、障害児保育研修を実施している。											
活動指標名			方向	基準値		実績値							
2	障害児等療育支援事業における相談件数	↑	H25	2,583	件	2,604	2,311	2,374	2,237	積算中	**	**	
	活動状況	相談件数のうち、特に「在宅支援外来療育等支援事業」の件数が減少しており、平成30年度（見込）は全体で●●件となっている。											
活動指標名			方向	基準値		実績値							
3	「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	1	14	13	7	14	**	**	
		↑	H25	—	人	10	68	47	21	26	**	**	
	活動状況	「あまっこファイル」説明会については、市民を対象とする開催に加えて、療育施設等からの個別の依頼にも対応しており、平成30年度（見込）は14回開催し、参加者数は26人（書き方教室4回・14人、相談会10回・12人）となっている。											
2 施策の評価（Check）													
内部評価			外部評価										
状況	内容		状況	内容									
概ね順調	・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、市域の基盤整備も進み、支給実績も増加していることから、障害のある児童の療育支援に寄与している。特に放課後等デイサービスは、依然大幅な伸びを示しており、利用ニーズが高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。また、平成30年4月の児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援の指定規制（総量規制）の規定が設けられたため、その対応について検討する必要がある。 ・保育所等訪問支援については、安定的かつ効果的な実施に向けて、引き続き、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組む必要がある。 ・尼崎市障害福祉計画（第5期）に規定する「医療的ケア児への適切な支援」に向けては、平成30年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う「協議の場」を設置する必要がある。 ・「あまっこファイル」については、自立支援協議会関係者の支援のもと、定期的に説明会を開催してきており、療育関係機関等への周知も一定図られてきている。 ・発達に課題を抱える子どもやその保護者を必要な支援につないでいくため、「子どもの育ち支援センター」において発達相談や検査等を実施することとしている。そのため、医療機関や障害児通所支援事業所、保育園、幼稚園、学校など関係する支援機関との一層の連携が必要となっている。 ・障害のある子どもの集団生活への適応を支援するため、引き続き、効果的な事業実施に向けて、保護者や訪問先の支援ニーズの把握等に取り組むことが課題となっている。 ・公立保育所長6名、法人保育園長6名で構成する連絡会を開催し、保育の質の向上について協議し取り組んでいる。専門研修については、法人保育園や小規模保育事業所、認定こども園からの参加も増加しており、尼崎市内にある保育施設全体の保育の質の向上につながっていると考えている。また、公立保育所においては、職場内研修で「障害児保育に関する研修」に取り組む回数が増加している。 ・児童ホームの待機児童対策については、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、民間児童ホームの活用とともに、校舎活用や施設整備による公設児童ホームの定員増に取り組む必要がある。		概ね順調	・児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。 ・1歳半や3歳健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。 ・療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるよう検討していく必要がある。 ・障害児保育については、公立・私立にかかわらず、どの保育所・園でも受け入れができるような体制の整備を検討していく必要がある。また、保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。 ・放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているのか、適正なサービス量を支給決定しているのかを検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。									
	継続												
	継続												
取組方向			取組方向										
方向性	内容		方向性	内容									
継続	・放課後等デイサービスについて、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われている。平成31年度に兵庫県から障害児通所支援事業所の指定権限が委譲されるため、障害児通所支援の総量規制の取組も考慮し、権限移譲後の指導監督の体制整備や実地調査等を通じた事業者のサービスの質の向上等に取り組んでいく。 ・保育所等訪問支援については、教育機関とも連携しながら、引き続き、訪問先や保護者間での周知を図るとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握等を進め、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。 ・医療的ケア児への適切な支援に向けた協議の場については、兵庫県や圏域各市と協議するとともに、保健所や保健福祉センターを始め、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていく。 ・「あまっこファイル」の周知や利用促進に向けては、定期的に説明会を開催していけるよう、引き続き、実施体制の整備等について自立支援協議会で検討していく。 ・子どもの育ち支援センターについては、引き続き、関係機関等との連携を密に図りながら、平成31年10月の開設に向けて準備を進めていく。 ・法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。 ・子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、今後も法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等の従事者の質の向上も含めた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。 ・児童ホームの待機児童の解消を図るため、公設及び民間児童ホームの定員増に取り組んでいくとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定した放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守することで、質の確保・向上等を図っていく。												
	継続												
	継続												

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向					H26	H27	H28	H29	H30	H31		
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課					「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	1	14	13	7	積算中	**	116.7%
							↑	H25	—	人	60	10	68	47	21	積算中	**	35.0%

施策の方向性	(2)	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育
--------	-----	---------------------------

1 施策の進捗状況（Plan・Do）					2 施策の評価（Check）					3 今後の取組方向（Act）				
取組項目		活動概要			内部評価		外部評価			取組方向		方向性		
					状況		状況					内容		
①	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実	・ 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で取り組みを行っている。 ・ 施設設備をはじめとする環境の整備や、生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを配置し、教育的ニーズに応じた指導の充実に図っている。			概ね順調	・ 社会の情勢や県教育委員会・市教育委員会の研修などから、教員の特別支援教育に対する意識は高まっている。各校においては、共通理解を行い、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が行えるよう、事例検討会や校内研修等を実施し、校園内体制を構築している。 ・ 生活介助員や教育支援員、更に特別支援ボランティアを配置し、支援を行っていることで、本人の日常生活面や情緒面の安定等の効果があり、学校・保護者からも高い評価を得ている。しかし、支援の必要な児童生徒が年々増加傾向にあることから、状況に応じた対応が課題である。 ・ 就学先の決定にあたっては、教育支援委員会の意見を踏まえ、本人や保護者の意見を尊重しながら、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っており、引き続き、慎重に対応していく必要がある。 ・ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を推進し、お互いを認め合い、共に助け合って生きていくこと等を学ぶ教育の推進に取り組むとともに、保護者や地域などへ理解啓発を図っており、継続した取り組みが必要である。 ・ 教職員の指導力向上に向けて、それぞれの研修の形態を工夫改善するとともに、計画的に実施すること、授業への活用意欲にも向上がみられるなど、高い評価が得られた。	やや遅れている	・ 各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況についても検証していく必要がある。 ・ 就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教育委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。また、本人や保護者の意志を尊重した対応の検証や先輩の体験談を聞く機会の確保について検討する必要がある。 ・ 教職員の研修機会において、合理的配慮の考え方や障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。 ・ 個別の指導計画や個別的教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際にどういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護や相互理解の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別的教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。	継続	・ 特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善や克服するために、今後とも、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。また、個々の課題に対応するため、これまで同様、必要に応じて関係機関と連携してケース会議を行っていく。 ・ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、今後とも生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアの効果的に活用するなど、支援体制の充実に図っていく。 ・ 就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。 ・ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を積極的に取り入れ、全ての幼児児童生徒が多様性を尊重する心を育成し、共に学ぼうとする態度が養えるよう、今後とも学校園に周知を図っていく。また、個別的教育支援計画等の活用方法や見直しについて検討していく。 ・ 研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組など、今後とも研修の充実に図り、教職員の指導力向上に取り組んでいく。なお、平成31年度は、「特別支援コーディネーター研修」や「インクルーシブ教育研修」等において、引き続き、学識者による講話を取り入れた研修を実施していく。				
②	適切な就学指導の推進	・ 特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育・心理学・医学など幅広い分野の専門家からなる「教育支援委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に審議しており、その判断をもとに、保護者の意見を聴取し、就学先についての合意形成を図っている。												
③	特別支援教育の理解・啓発の推進	・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の理解・啓発を進めるため、校園内・校園間の交流や共同学習を推進し、お互いの違いを認め合い、共に助け合って生きていくことを学ぶと共に、保護者や地域などへの理解・啓発を図るきっかけとしている。 ・ 特別支援学校と特別支援学級の作品展を実施し、理解・啓発を図っている。												
④	教職員の指導力の向上	・ 初任者研修において、特別支援教育研修を必修として取り入れている。また、職務に応じた研修においても、特別支援コーディネータ研修等を実施し、指導力の向上を目指している。												
⑤	ライフサイクルに応じた支援体制の構築	・ 各学校園において個別的教育支援計画や個別の指導計画等を活用し、一人ひとりの自立や社会参加を目指した、一貫した進路指導体制作りを推進している。 ・ 教育・医療・福祉等が連携して、尼崎市特別支援連携協議会を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築を図っている。												

活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	「個別の指導計画」、「個別的教育支援計画」の作成及び活用数	↑	H25	1,018	件	1,030	1,346	1,905	2,100	積算中	**	**
	活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成や活用に取り組んでおり、平成30年度（見込）の作成・活用数は●●件となっている。										
活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2	公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設数	↑	H25	179	教室	166	178	181	178	積算中	**	**
	活動状況	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、障害種別に応じた特別支援学級を開設しており、平成30年度（見込）の開設数は●●教室となっている。										
活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
3	巡回相談の実施件数	↑	H25	93	件	101	110	153	102	積算中	**	**
	活動状況	障害のある児童生徒への指導方法や内容、ご家庭との連携等の充実を図るため公立学校等への巡回相談を行っており、平成30年度（見込）は、幼稚園（●件）、小学校（●件）、中学校（●件）、高等学校（●件）に対して実施している。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	3	療育・教育	施策目標	方向	基準値	目標値 (H32)	実績値						達成率		
										H26	H27	H28	H29	H30	H31			
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、健康増進課、保健センター、保育課（保育指導担当）、児童課、生徒指導担当、教育相談・特別支援担当、学務課、学校教育課、教職員の学び支援課					「あまっこファイル」説明会の開催回数	↑	H25	—	回	6	1	14	13	7	積算中	**	116.7%
							↑	H25	—	人	60	10	68	47	21	積算中	**	35.0%

施策の方向性	(3)	こころの教育・支援									
1 施策の進捗状況（Plan・Do）			2 施策の評価（Check）				3 今後の取組方向（Act）				
取組項目		活動概要		内部評価		外部評価		取組方向			
状況		内容		状況		内容		方向性		内容	
①	学校教育の中での福祉教育の推進	・本市においては、中学2年生が農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他異文化交流や情報・科学技術・環境等に関する活動など、地域や学校の実態に応じた様々な体験活動を行う「トライやる・ウィーク」推進事業を通じて、人とかかわりの中で、働くことの意義や楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるように支援を行っている。		概ね順調	・「トライやる・ウィーク」については、ほとんどの生徒が充実した活動であったと感じている。今後は、学校や地域と連携して、生徒のニーズへの対応や受け入れ先の拡大等を図り、社会の一員としての自覚を高める支援を充実させていく必要がある。	概ね順調	・「トライやる・ウィーク」は、中学生の職業体験の活動である。その中には、地域ボランティアや福祉施設等での活動もあり、参加の促進に一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組めるような工夫等についても検討していく必要がある。	継続		・「トライやる・ウィーク」については、「地域に学ぶ」という事業趣旨に基づいて、引き続き、学校・家庭・地域の連携を深めながら、社会全体で子どもの人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。また、学校における障害への理解促進・普及に向けた取組では、現在、障害当事者を講師としてお招きし、講演会等を実施している学校もある。今後も各学校の創意工夫によって、このような取組等を広げていけるよう、情報の発信や共有に努めていく。	
②	教育相談の充実	・教育委員会では、4歳から18歳までの子どもやその保護者、また教職員に対して不登校や発達等の悩みに対応するために、身近で気軽に相談できる環境づくりを進めて教育相談・支援体制を充実させている。また、必要に応じて、医療や福祉など専門機関との連携を図っている。		概ね順調	・教育相談については、見立てと経過、目標を明確にして、複雑かつ多様化している相談内容にきめ細やかな支援を行っている。教育相談のニーズはますます高まると考えられることから、現在の取り組みを維持しつつ、子どもや家庭、学校園への支援体制のさらなる充実を図っていく必要がある。	概ね順調	・障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、障害のある人やその保護者を講師とした講演会の開催等について、学校の授業カリキュラムに組み込んでいけるよう検討していく必要がある。	継続		・相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園や福祉、医療等の関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。また、学校園へのコンサルテーションの充実を図り、予防的な取り組みも進めていく。	

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値						達成率
						方向							H26	H27	H28	H29	H30	
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、しごと支援課、人事課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	5	6	8	7	積算中	**	37.5%

施策の方向性		(1)	雇用機会											
1 施策の進捗状況（Plan・Do）														
取組項目			活動概要											
①	就労に関する支援・相談体制等の充実		・障害のある人の一般就労を支援するため、就労移行支援を提供している。利用人数（月平均）については、平成26年度の82人から平成30年度（見込）は98人と順調に増加している。 ・「障害者就労支援事業」の委託機関である「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。また、センターの利用者は年々増加傾向にあるため、平成29年度からセンターの就労支援員を1名増員（計5名体制）して、特に就労定着に向けた支援の充実を図っている。 ・市役所における障害者雇用については、採用試験の区分に「身体障害者事務」を設けて受験の機会を確保しており、平成30年4月から引き上げられた法定雇用率（2.5%）を達成している。また、受験時や採用された場合に必要となる配慮事項については、申込書の別紙に記入いただくことで、その対応にあたっている。 ・市役所内において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」については、平成30年度に「障害者就労支援事業」へ統合し、下半期から支援の拡充を図っている。新たに専用の執務スペース（本庁舎中館1階）を確保して利用者（チャレンジャー）の受入人数を拡大（最大3名）するとともに、就労実習の指導員を新たに1名配置するなどし、支援にあたっている。なお、平成28年度からの3か年の実績をみると、利用者（チャレンジャー）18人のうち4人が一般就労に結びついている。											
	② 企業等への支援・理解の促進		・企業等への支援・理解の促進に向けて、ハローワークと連携を図る中で、本市ホームページをはじめ、企業が参加する尼崎雇用対策協議会や企業人権・同和教育合同研究会等の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。 ・公正な採用選考を推進するための企業等への支援・理解の促進に向けては、平成29年1月に締結した雇用対策協定のもとで、兵庫労働局・ハローワーク尼崎と一層の連携を図る中で、企業が参加する企業人権・同和教育合同研究会や尼崎雇用対策協議会の機会を通じ、障害者雇用の現状や企業に対する助成金制度等について説明や啓発を行っている。特に啓発事業については、平成30年度に「盲目の落語家による人権啓発研修会（7/20）」を実施している。											
2 施策の評価（Check）														
内部評価			状況		内容		状況		外部評価					
状況			内容		状況		内容		状況					
概ね順調			・就労移行支援は事業所数・利用者数ともに増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきている。		・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、新規のみならず、継続的な支援を必要とする利用者も年々増加していることや、法定雇用率の引き上げや就職後の定着支援の制度普及等によって、今後も就労希望者の増加が予想されることから、引き続き、支援の充実に努めていく必要がある。		・市役所における障害者雇用については、現状、法定雇用率を達成しているが、今後も地方公共団体における法定雇用率の引き上げが予定されているため、その対応に向けた取組が必要となっている。		遅れている					
概ね順調			・「障害者就労チャレンジ事業」については、これまでチャレンジャーの任用が常時1名で概ね2か月毎に入れ替わり、その障害特性も多種多様であることから、個々の能力等に合わせた育成や支援が難しい業務となっていた。今般の事業拡充により、任用人数や期間を拡大するとともに、支援体制の拡充等を図っているが、引き続き、多様な障害特性や個々の能力等に応じた育成・支援となるよう取り組んでいく必要がある。なお、毎年度一定数の利用者が就労に結びついており、就労意欲の向上や就労支援に寄与している。		・企業等への支援・理解の促進に向けては、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図り「障害者雇用の促進」等を研修テーマとして啓発事業を行う中で、企業への支援体制の充実が一定図れている。また、平成30年4月から引き上げられている障害者の法定雇用率についても、ホームページ等での周知PRのほか、各種啓発事業において、兵庫労働局、ハローワーク尼崎とともに一層の周知徹底に注力していく必要がある。		・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、支援内容の充実やより一層の周知にも取り組んでいく必要がある。		遅れている					
概ね順調			・一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができ体制を整備する必要がある。		・障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、自立支援協議会「あまのしごと部会」が開催する「就労フォーラム」の機会も活用しながら、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。		・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、支援内容の充実やより一層の周知にも取り組んでいく必要がある。		遅れている					
3 今後の取組方向（Act）														
方向性			取組方向											
方向性			内容											
継続			・就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、就労支援事業所のネットワーク会議と連携を図るとともに、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。 ・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、特に就労定着に向けた支援についての検証を行っていくとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。 ・市役所における障害者雇用については、引き続き、法定雇用率の達成義務を果たしていくため、退職動向や他自治体の取組等も確認しながら、計画的な採用に取り組んでいく。 ・「障害者就労チャレンジ事業」については、これまでの課題点を解消し、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていくとともに、チャレンジャーの個々の能力等に応じた業務を安定的に確保できるよう、今後一層の事業周知や各所属との連携体制に取り組んでいく。 ・引き続き、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。											
活動指標名			方向		基準値			実績値						
								H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数		↑	H25	35	人	30	36	44	35	積算中	**	**	
	活動状況		センターを通じた平成30年度（見込）の一般就労者数は●人となっている。なお、同センターの利用者や継続的な支援者の数は年々増加している。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	4	雇用・就労	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値						達成率
						方向							H26	H27	H28	H29	H30	
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、しごと支援課、人事課					障害者優先調達推進法に基づく調達件数	↑	H25	4	件	12	5	6	8	7	積算中	**	37.5%

施策の方向性		(2)	多様な就労									
--------	--	-----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 施策の進捗状況（Plan・Do）												
取組項目			活動概要									
①	多様な形態での就労支援		・一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労支援を行うため、就労継続支援（Ａ・Ｂ型）を提供している。利用人数（月平均）については、平成25年度の627人から平成30年度（見込）は1,205人と順調に増加している。 ・多様な日中活動を提供する「地域活動支援センター」の運営を支援するため、平成30年度は36か所（市内26か所、市外10か所）への補助を行っている。									
	販路拡大等への支援		・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大に向けては、平成30年度に「障害者就労支援事業」を拡充し、新たに「障害者就労施設等販路開拓事業」を下半期から実施しており、新たな取組を進めている。受注支援を行う推進員を新たに1名配置し、「共同受注窓口（機能）」を確保することで、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや販促活動等の支援にあたっている。特に今年度は、推進員が市内の障害者就労施設に直接訪問し、聞き取り調査を行うことで、各施設の運営状況や課題等の把握に努めるとともに、施設の製品や役務等を紹介するホームページの開設準備や展示ブースの設置、販促用チラシの作成等に取り組んでいる。さらに、尼崎市自立支援協議会を通じて、継続的に企業イベントへの出店を行うとともに、市役所庁舎を活用した庁内販売「尼うえるフェア」を定期的に開催している（平成30年度は4回開催）。 ・障害者優先調達の推進に向けては、特定随意契約の制度化（3年毎の事業者選定を含む。）や障害者優先調達推進法に基づく市の調達目標の達成に向けて取り組んでいる。また、新たに実施している「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組と併せて、市内の障害者支援施設等の取扱物品や役務内容のリストの更新準備に取り組み、市のホームページや掲示板に掲載して周知を図ることとしている。									

2 施策の評価（Check）											
		内部評価					外部評価				
状況		内容			状況		内容				
概ね順調		・就労継続支援（Ａ・Ｂ型）は事業所数・利用者数とも大幅に増加しており、サービスの提供体制については一定整備されてきているが、サービスの質の担保が課題となっている。なお、就労継続支援Ａ型については、事業所の収支状況の実態把握を進めており、今後、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所について、経営改善に向けた指導等に取り組んでいく必要がある。			やや遅れている		・就労継続支援（Ａ・Ｂ型）は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。特に、就労継続支援Ａ型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組み、適切な指導等を行っていく必要がある。また、利用者に対しても、相談支援等により制度の説明や事業所の情報共有等に努め、適切な支援につなげていく必要がある。				
		・地域活動支援センターについては、小規模作業所からの移行が進んでいない中、近年は法定サービス事業所への移行や、同法人が運営する当該センターの合併等により、市内の設置数や利用人数は減少傾向にある。なお、本市では生活介護や就労系サービスの利用人数が増加傾向にあり、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供できているが、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き、当該センターの運営を支援していく必要がある。					・地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範疇で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。				
		・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、「共同受注窓口」の機能を活かしつつ、「尼うえるフェア」など販売機会の増大を図るなどし、市内施設の平均工賃の向上に資する支援に取り組んでいく必要がある。					・障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるとともに、先進市の取組を調査するなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労支援施設等に対するサポートやコーディネートも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。				
		・障害者優先調達の推進については、発注する所属や調達できる物品・役務の固定化等により、低調な実績が続いている。そのため、今般拡充した事業の取組に併せて、庁内各課の発注や市内施設の受注に対するコーディネートの実施を図るなど、障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大に向けた支援に取り組む必要がある。					・平成26年度より、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じて庁舎内販売「尼うえるフェア」を開催し盛況となっている。開催回数も年々増加しているが、年間数回の開催であるため、更なる拡充が求められている。引き続き、「尼うえるフェア」の定期化や庁内の優先調達にも寄与できる場への展開等について検討していく必要がある。				

3 今後の取組方向（Act）												
		取組方向										
方向性		内容										
継続		・近年、急激に事業所数が増加している就労継続支援（Ａ・Ｂ型）については、引き続き、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。併せて、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている就労継続支援Ａ型事業所については、「経営改善計画書」を提出させ、面談により改善内容等の確認を進めていく。										
		・地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ、本市独自の支援（重度加算費や借上費等の補助）も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。										
		・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていく。また、庁内販売「尼うえるフェア」や企業イベントへの出店についても、機会の増大を図りつつ、引き続き、自立支援協議会とも連携しながら取組を進めていく。										
		・障害者優先調達の推進については、これまでの課題点を解消し、本市の受注実績を向上させていけるよう、今般拡充した事業の取組に併せて、市内の障害者就労施設の取扱物品や役務内容をリスト化するとともに、発注に係る事務手続きのマニュアル化に取り組み、庁内に一層の周知を図っていく。										

活動指標名			基準値		実績値							
			方向			H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	障害者優先調達推進法に基づく調達件数		↑	H25	4件	5	6	8	7	積算中	**	**
	活動状況		平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく本市の調達方針を定めて、調達先や品目等のリストについて庁内への周知を図っており、平成30年度（見込）の受注実績は●件となっている。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	5	生活環境、移動・交通	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向					H26	H27	H28	H29	H30	H31		
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、住宅整備担当、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当、地域交通政策推進担当					市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	506	270	296	332	381	409	**	60.4%

施策の方向性		(1)	生活環境											
1 施策の進捗状況（Plan・Do）					2 施策の評価（Check）					3 今後の取組方向（Act）				
取組項目			活動概要		内部評価		外部評価			取組方向				
					状況	内容		状況	内容		方向性	内容		
①	住宅の確保等	・グループホームの整備については、これまでも国の補助事業を活用するなど整備の促進に努めてきている。平成30年度は新たに「グループホーム等新規開設サポート事業」を実施し、開設時の初度備品や消防設備の設置費用等の一部補助を行うことにより、市内開設の促進を図っている。なお、平成30年度（見込）における市内の定員数は409人と増加傾向にある。		概ね 順調	遅れて いる	・グループホームについては、施設等から地域生活への移行や保護者の高齢化による「親亡き後」の生活を見据えて、一層の整備促進が必要となっている。新規の市単独事業の活用に加えて、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定で創設された、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の市内整備に取り組んでいく必要がある。		遅れて いる	・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。しかし、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。		重点化	・グループホームの整備促進に向けては、引き続き、「グループホーム等新規開設サポート事業」を有効に活用することで、市内定員数の増加率の向上を図っていく。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」については、国の補助制度を活用して、平成32年度までの整備を目指していく。		
		・障害のある人の地域生活の支援については、平成29年度から「障害者安心生活支援事業」を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」を始めとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点（面的整備型）」を整備している。当該事業により配置したコーディネーターが、グループホームや短期入所の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んでいる。また、これら指定事業所のネットワーク会議を立ち上げて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、利用状況の把握やホームページへの公表、情報提供の方法に係る協議等にも取り組んでいる（平成30年度は4回開催）。				・「地域生活支援拠点」については、平成29年度に整備したところであるため、今後、課題の検証等を進めていく中で、拠点が持つ機能を高めていくとともに、グループホームや短期入所等が必要な時に利用できるよう、指定事業所や関係機関との一層の連携強化に取り組む必要がある。			・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。			・障害のある人の地域生活の支援については、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、委託法人や地域の関係機関等との協議を進めていく。特に、必要な時にグループホーム等の利用ができるよう、指定事業所の利用状況等の情報提供に取り組むほか、ネットワーク会議を定期的に開催し、事業所間の情報共有や連携強化を図っていく。		
		・市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーメン構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーメン構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、平成28年12月には尼崎市営住宅建替等基本計画を策定している。平成30年度は、市営時友住宅において建替住宅の供用を開始し、西昆陽・宮ノ北住宅において順次建替えを行っている。				・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて取組を進めてきている。			・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。			・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。		
②	住宅のバリアフリー化	・市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーメン構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーメン構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、平成28年12月には尼崎市営住宅建替等基本計画を策定している。平成30年度は、市営時友住宅において建替住宅の供用を開始し、西昆陽・宮ノ北住宅において順次建替えを行っている。		概ね 順調	遅れて いる	・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。		遅れて いる	・地域生活支援拠点等の運用に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。		重点化	・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。		
		・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。				・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。			・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。			・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容の具体化に向けて、引き続き、協議・検討を進めていく。		
		・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて取組を進めてきている。				・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。			・地域生活支援拠点等の運用に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。			・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。		
③	公共的施設等のバリアフリー化	・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて取組を進めてきている。		概ね 順調	遅れて いる	・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。		遅れて いる	・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。		重点化	・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容の具体化に向けて、引き続き、協議・検討を進めていく。		
		・市営住宅において、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅や中層ラーメン構造住宅は、耐震性に課題があるため、建替えや耐震補強により耐震化を図る必要がある。特に中層ラーメン構造住宅は、エレベーターが設置されていないことから、原則として建替えを行い、耐震化だけでなくバリアフリー化の対応も図ることとしている。また、新耐震基準に基づいて建設された中層片廊下型住宅についても、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ることとしている。これらの事業を計画的に実施するため、平成24年12月に市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画を策定し、平成28年12月には尼崎市営住宅建替等基本計画を策定している。平成30年度は、市営時友住宅において建替住宅の供用を開始し、西昆陽・宮ノ北住宅において順次建替えを行っている。				・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、バリアフリー化が進められている。			・地域生活支援拠点等の運用に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。			・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。		
		・障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業において、入浴補助用具や歩行補助杖、移動・移乗支援用具など自立生活支援用具の支給や、住宅改修費の助成を行っている。				・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。			・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。			・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容の具体化に向けて、引き続き、協議・検討を進めていく。		

活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	270	296	332	381	409	**	**
	活動状況	国や市単独の補助事業を活用するなど整備促進に努めている。なお、平成30年度（見込）における市内の定員数は409人と なっている。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	5	生活環境、移動・交通	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向					H26	H27	H28	H29	H30	H31		
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、健康福祉局企画管理課、住宅整備担当、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当、地域交通政策推進担当					市内グループホームの定員数	↑	H25	261	人	506	270	296	332	381	409	**	60.4%

施策の方向性		(2)	移動環境										
1 施策の進捗状況（Plan・Do）				2 施策の評価（Check）				3 今後の取組方向（Act）					
取組項目				活動概要				内部評価		外部評価		取組方向	
状況				内容		状況		内容		状況		内容	
① 公共交通機関の整備等				・交通弱者の社会参加等の促進を図るため、平成21年3月以降、全ての市営バス車両についてノンステップバスを導入しており、平成28年3月の市営バス事業の民間移譲後も車両の更新についてはノンステップバスを導入し、全車ノンステップバスによる運行を継続している。また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」については、平成27年4月より利用証の申請受付業務を行っており、平成30年度は474件に交付している。				・市営バス車両のノンステップバスへの更新については、これまで、市営バスが、交通弱者の日常生活を支える重要な移動手段として重要な役割を担ってきたことを踏まえると、市営バス事業の民間事業者への移譲後も、継続していく必要がある。				・市営バス事業の民間事業者への移譲後においても、ノンステップバス車両での運行を継続していくことや、今後、移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。	
② 外出等に係る支援				・障害のある人の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図るため、バスの特別乗車証のほか、福祉タクシーやリフト付自動車の利用チケットを交付しており、特に障害者バス特別乗車証制度については、平成30年3月から乗車証のICカード化を実施し、市内の阪神・阪急バス双方の路線で利用できる利便性の高い制度としている。なお、これら制度の利用にあたっては、いずれかのサービスを選択することとしており、交付者数については、バス特別乗車証とリフト付自動車チケットは増加傾向にあるが、福祉タクシーチケットは減少傾向にある。また、障害のある人の行動範囲を拡大し、生活の向上を図るため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費に対する助成を行っている。		概ね順調		・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、二所化に伴い、申請と手帳交付が同じ場所になったため増加した。今後も制度周知を図る必要がある。		概ね順調		・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。	
				・本市の移動支援事業については、給付実績が非常に高く、延べ利用者数も高い水準で推移していることから、制度本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、平成29年10月から「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」や新たな報酬区分（単価）の運用を開始している。その結果、現時点において、サービス全体の利用量や利用者数に大きな変化は見られないものの、給付費については概ね3割程度の減少となっている。なお、ガイドラインの内容や運用状況等を協議・検討するため、平成30年度は自立支援協議会（ガイドライン検討部会）を2回開催している。				・障害者バス特別乗車証については、ICカード化して利便性の向上を図ったことなどにより、交付枚数は大きく増加している。また、リフト付自動車の派遣件数も増加傾向にあるものの、福祉タクシー利用料の助成件数は減少傾向にある。これらの事業は、障害のある人の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。				・障害のある人の外出を支援していくため、障害者バス特別乗車証の交付事業を始め、福祉タクシーの利用、リフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車の改造費に係る助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。	
								・移動支援事業については、ガイドラインを安定的に運用していくため、利用者や事業者に対して一層の周知を図る必要がある。また、当該事業の運用の見直しにより、利用者へのサービス低下等が発生しないよう十分配慮するとともに、引き続き、利用実態に応じた適切なサービスが提供されるよう取り組む必要がある。				・移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。また、引き続き、運用見直しによる影響や効果を検証し、自立支援協議会において評価等を行うとともに、重度の知的・精神障害のある利用者を専門のヘルパーが支援する「行動援護」へ移行させていくなど、適切なサービスの提供に向けても取り組んでいく。	
活動指標名		方向	基準値		実績値								
					H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	障害者バス特別乗車証の交付枚数	→	H25	13,024 枚	13,213	13,364	13,501	13,779	15,064	**	**		
	活動状況	特別乗車証のICカード化により利便性の向上が図られたことなどから、交付枚数も増加傾向にあり、平成30年度（見込）は15,064枚となっている。											
活動指標名		方向	基準値		実績値								
					H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
2	福祉タクシー利用料の助成件数	→	H25	78,410 件	76,917	74,754	70,800	68,214	62,878	**	**		
	活動状況	バスの特別乗車証やリフト付自動車チケットの交付者数が増加している一方で、福祉タクシーチケットの交付者数と助成件数は減少傾向にあり、平成30年度（見込）は62,878件となっている。											
活動指標名		方向	基準値		実績値								
					H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
3	リフト付自動車の派遣件数	→	H25	8,501 件	9,519	10,910	11,002	12,184	12,674	**	**		
	活動状況	チケットの交付者数や委託先の増加に伴って、リフト付自動車の派遣回数は年々増加傾向にあり、平成30年度（見込）は12,674件となっている。											

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向							H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,261	1,195	1,168	1,194	<u>1,225</u>	**	-4.6%

施策の方向性		(1)	スポーツ、文化芸術活動																																			
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													2 施策の評価（Check）													3 今後の取組方向（Act）												
取組項目				活動概要									状況		内部評価					状況		外部評価					方向性		取組方向									
① 施設の整備・改善				・誰もが安全・快適にスポーツが楽しめ、利用しやすいスポーツ施設等の環境づくりを進めるため、各地区体育館やスポーツ設備の改修等、一定の整備を行ってきている。 ・公共施設の適正な維持管理と利用者の安全確保のため、適宜、施設や設備の整備・改善に取り組んでいる。																																		
② 活動機会の充実				・「尼崎市障害者（児）スポーツ大会」を毎年開催し、スポーツ活動を通じた交流や親睦の機会を設けている。 ・指定管理者であるスポーツ振興事業団が実施するスポーツプラザ事業（地区体育館の一般開放）として、障害のある人を対象に、小田・立花・園田体育館の開放を行い、卓球やサウンドテーブルテニス、フライングディスクの種目ができるほか、屋内プールやベイコム総合体育館のトレーニング室の利用料金の一部助成を行っている。また、屋内プールにおいては、日曜・祝日の全面開放時に、障害のある人たちが5人以上のグループに対して障害者専用コースを設定するなど、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実を図っている。																																		
③ 指導者・ボランティアの育成等				・市民の継続的な活動を推進することを目的として、地域や職場のニーズに対応できる指導者の養成や資質の向上、指導者の確保等を図るため、種目別指導者講習会やスポーツ指導者養成講習会を開催している。																																		
④ 活動に関する情報提供の充実				・障害のある人のスポーツや文化活動などに関する情報については、市報やホームページを活用するとともに、適宜、障害当事者団体等にもお知らせをするなど周知に努めている。																																		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	2	生きがいを持って、自分らしく暮らすことができる環境づくり	基本施策	6	スポーツ・文化、社会参加活動	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向							H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、福祉課、スポーツ振興課、中央公民館、ファシリティマネジメント推進担当、公共施設保全担当					尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	↑	H25	1,237	人	1,500	1,261	1,195	1,168	1,194	<u>1,225</u>	**	-4.6%

施策の方向性		(2)	社会参加活動等	
--------	--	-----	---------	--

1 施策の進捗状況（Plan・Do）											
取組項目			活動概要								
①	施設の整備・改善		・公共施設の整備・改善については、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」において、その性能、用途に応じて必要な機能や規模、それに基づく適正な施設寿命等を十分に精査するとともに、長期的な市民ニーズの変化に柔軟に対応できるように検討を進めている。また、平成29年度に策定した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて取組を進めてきている。								
②	社会参加・交流活動の推進		・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出するとともに障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、中央（肢体障害）、大庄（聴覚・言語障害）、立花（視覚障害）の各地区公民館において「ふれあい学級」を実施している。 ・障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援するため、新たに「自発的活動支援事業」を実施している。なお、実施にあたっては、効果的かつ効率的な事業スキームとなるよう、地域の活動団体や自立支援協議会（あまのくらし部会）に意見を伺うほか、他の活動支援事業との整理が必要であったことから、平成30年度下半期からの実施としており、補助団体数は5団体となっている。								
③	余暇活動の推進		・障害のある人が余暇活動を楽しむことができるよう、身体障害者福祉センターにおいて「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」など各種講座を開催しており、平成30年度は●●講座を開催し、●●人の利用があった。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度は、昨年度に体験講座として実施した「ミュージックセラピー」や「アロマセラピー」、「笑いヨガ」に加えて、「カラーセラピー」の講座を新たに開設している。								
④	学習機会の提供		・地区公民館等において、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成に努めている。								
⑤	ボランティア活動の支援		・市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、地域活動における新たな担い手の確保について取り組みを進めている。 ・市社会福祉協議会では、手話や点字、朗読ボランティア講座とともに、身近なテーマである子育て支援や、高校生向けのボランティア講座など幅広い市民の関心を醸成するための講座やボランティア同士の交流会の開催に加え、平成29年度から支部ボランティアセンターの機能を強化した、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を各支部社協に設置し、各支部社協開催講座の受講者を中心に地域活動への参加希望の登録者を増やし、地域活動へのマッチングを進めている。								

2 施策の評価（Check）											
状況		内部評価					状況		外部評価		
		内容							内容		
概ね順調		・公共施設の整備・改善にあたっては、今後の取組内容を示した「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」に基づいて、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。 ・障害のある人が「ふれあい学級」に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっているとともに、障害のない人との交流の場を通して相互理解が図られている。 ・「自発的活動支援事業」については、平成30年度の実施状況や内容等の評価・検証に取り組み、平年ベースの事業となるよう整理・確立するとともに、引き続き、地域における活動状況やニーズの把握、参加団体の増加に向けた広報等に取り組んでいく必要がある。 ・身体障害者福祉センターの各種講座（創作・教養講座、スポーツ・レクリエーション等）については、利用状況やアンケートによる調査結果を考慮した上で開催内容を設定しているため、開催回数には毎年増減がある。また、利用者数については減少傾向にあるため、引き続き、利用ニーズ等の把握を行い、増加に向けた取組を進めていく必要がある。 ・引き続き、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を通じて地域活動への参加希望の登録者を増やし、受講者を実際の活動につなげていく取り組みを進めていく必要がある。					やや遅れている				

3 今後の取組方向（Act）											
方向性		取組方向									
		内容									
継続		・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）」と「尼崎市公共施設マネジメント計画（方針2：予防保全による長寿命化の取組）」の内容の具体化に向けて、引き続き、協議・検討を進めていく。 ・障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場において交流できる機会を創出していくため、引き続き、「ふれあい学級」を実施していく。 ・「自発的活動支援事業」については、実施状況等を検証して事業スキームを確立するとともに、引き続き、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的な実施手法等を検討していくことで、障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図っていく。 ・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加につなげていく。 ・引き続き、尼崎市社会福祉協議会への支援を行うほか、新たな地域福祉活動の担い手を育む取組みとして、「みんなの尼崎大学」と連携し市が市民活動団体と協働して市民の福祉に関する関心、意識を高めるための福祉学習の推進に取組むほか、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組みを支援していく。									

活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	身体障害者福祉センターの利用者数	↑	H25	12,183	人	10,396	9,078	7,878	7,108	積算中	**	**
	活動状況	センター実施事業である「創作・教養講座」や「スポーツ・レクリエーション」、「その他社会参加のための派遣事業」の延べ利用者数は減少傾向にあり、平成30年度（見込）は●●●人となっている。										
活動指標名		方向	基準値			実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2	ふれあい学級への参加者数	→	H25	296	人	269	306	201	188	282	**	**
	活動状況	参加者の固定化を防ぐため、幅広い周知や関係団体との連携に取り組むとともに、学習内容の充実を図るため、阪神南各市との情報共有に努めている。なお、「阪神南くすのき学級」は阪神7市1町で、「阪神南青い鳥学級」は阪神南3市の合同で持ち回り実施しており、平成30年度は尼崎市が担当市として、両学級の「尼崎教室」を実施している。										

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
							方向						H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名		福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消費生活センター・計量担当、消防局企画管理課				避難場所を知らない「障害のある人」の割合	↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	—	24.4	—	**	47.2%

施策の方向性		(1)		防災対策	
1 施策の進捗状況（Plan・Do）					
取組項目		活動概要			
①	防災対策の充実	・高齢者や障害のある人等の要配慮者（災害時要援護者）について、災害が発生した際の支援体制の整備を行うため、避難行動要支援者名簿の作成や更新、名簿情報の提供を行うとともに、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」等を活用した避難支援体制づくりを推進している。 ・市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、数多くの市政出前講座への対応やテーマを絞った防災セミナー等の啓発事業の実施、地域の自主的な防災訓練、マップづくりへの支援に取り組んでいる。また、地域の防災活動時には要配慮者の参加の働きかけに努めるとともに、地域住民への要配慮者支援の体制づくりを促進している。			
	避難のための情報伝達	・災害発生時の情報伝達については、テレビ、ラジオのほか、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）や尼崎市防災ネット、緊急速報メール、市ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック・ツイッター・ライン）等により多層的な情報伝達に取り組んでいる。また、視覚障害のある人の情報保障や社会参加の促進、災害情報への迅速なアクセスを支援するため、平成29年度から日常生活用具の新たな給付品目として「地上デジタル対応ラジオ」を追加している。さらに、平時から地域住民に対して、避難場所の入り口や経路を示す案内・誘導板を設置することで、避難場所の位置等の周知に取り組み、円滑な避難行動に繋がる手段を整備している。			
	避難所の充実	・「1.17は忘れない」地域防災訓練において避難所開設・運営訓練を実施し、災害時の避難所開設における地域住民と行政の連携を確認するとともに、民間企業との協定締結により、避難者への必要な物資の確保など、避難所の充実を図っている。 ・災害発生時において、通常の避難所生活が困難な者のために開設する福祉避難所について、指定の拡大に向け、福祉避難所として提供可能な施設の調査や協議を進めている。また、災害時要援護者支援連絡会等での意見を踏まえ、平成30年7月に「福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書」を策定し、一部の福祉避難所指定施設をモデルとして、福祉避難所開設・運営マニュアルの作成を進めている。			
	関係機関等との連携	・災害時要援護者の支援においては、要援護者と信頼関係があり、特性等に熟知する福祉専門職と地域防災との連携が必要なことから、平成31年1月に地域の福祉専門職等と、平成30年度に発生した災害（集中豪雨、台風など）時の災害時要援護者支援における課題や災害時の役割等に関する意見交換会を実施している。また、災害時要援護者支援連絡会においても、今回の経験を教訓として、「自助」や「共助」、行政による「公助」が機能するための協議・検討を進めている。			
	緊急通報等の充実	・一人暮らしの高齢者等の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システム普及促進事業を実施しており、加入者は平成30年10月末時点で398人となっている。なお、当該システムの利便性を向上するため、従来のアナログ回線に加えて、平成27年度からデジタル回線を導入している。 ・聴覚障害のある人など、音声会話による緊急通報が困難な人を利用対象とした、火災・救急時の「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進を行っている。			
2 施策の評価（Check）					
内部評価		外部評価			
状況	内容	状況	内容		
	・災害時の避難支援等を円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成、更新を行い、関係機関や市内関係部局と名簿を共有するとともに、支援に協力していただける地域への提供を行っている。今後も、引き続き名簿情報の提供を進め、地域の担い手や支援者を確保していく必要がある。 ・防災マップを作成した地域は年々増加しており、今後も継続して作成の支援を行っていく必要があるとともに、地域の要配慮者の支援体制づくりを推進するため、地域の防災訓練等の実施時には、要配慮者の参加への働きかけに努めていく必要がある。 ・情報伝達手段については、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）の整備のほか、尼崎市防災ネットや緊急速報メール、ソーシャルネットワークサービスなど、多層的な手段を活用しているが、平成30年9月に襲来した台風21号による停電の発生時においては、携帯電話の充電切れの方や携帯電話を持たない高齢者等から、市が発信する情報の取得が困難であるといった声もあった。また、避難場所の案内・誘導板の設置による避難場所の位置等の周知については、継続して推進していく必要がある。 ・地域住民との避難所開設・運営訓練の実施や民間企業との協定締結による物資の確保、福祉避難所の指定拡大に向けた取組など、避難所の充実を進めており、平成30年度は、市内の特別養護老人ホームや児童養護施設を運営する社会福祉法人と協定を締結し、新たに3施設を福祉避難所に指定したが、引き続き、支援体制の整備に取り組む必要がある。 ・当事者団体や地域の関係団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」や福祉関係事業所等との意見交換会を開催して、本市の防災の取組等について意見交換や課題解決に向けた検討を行っており、今後も相互の連携を深めていく必要がある。 ・緊急通報システム普及促進事業については、同様の民間サービスの充実などにより利用拡大は低調であるものの、本市では、単身高齢者世帯が多い状況であることから、今後も緊急時に救急要請ができる本事業の必要性は高く、住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、引き続き制度の周知を図る必要がある。 ・「尼崎市WEB119・FAX119」の広報については、市のホームページ等を活用してきており、継続的に取り組む必要がある。		・避難行動要支援者の名簿は作成されたものの、同意確認の回答率は、まだ十分なものとは言えない。また、すべての同意者に対する支援者が確保できないなど、支援体制の整備も進んでいない。今後は、明確な不同意以外の名簿登載や作成した名簿の提供先の拡大・確保について検討していくとともに、障害のある人が地域や支援者と「顔の見える関係」づくりを進めていけるよう、自立支援協議会「あまのくらし部会」の取組とも連携を図り、普段からの交流機会を確保していくなど、緊急時に速やかに対応できる体制を整備していく必要がある。 ・防災マップの作成地域は増えているが、災害はいつ起こるか分からないため、早急に全地域への作成を進めていくとともに、作成に当たっては、地域のつながりを深める取組の一つとして、できるだけ地域の方々に参画を求めていく必要がある。また、避難時に障害のある人やその家族が受け身とならないよう、当事者グループや団体、地域が一緒になって避難誘導訓練に取り組む必要がある。 ・聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への対応策が検討されていない。今後は、災害時を想定した分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。また、ソーシャルネットワークサービスの更なる普及に向けては、双方向の特性を活かし、平時からの避難場所の案内や避難時の情報の伝達など、効果的な情報発信の方策について検討していく必要がある。 ・福祉避難所については、特別養護老人ホームを指定することで、市内の設置数は増えている。今後は、先行他市の取組も参考にしながら、市内の作業所や事業所等とも連携を図り、避難所の指定拡大や災害時における物資の備蓄、医療・薬品の供給体制の確保など、支援体制の整備等について検討していく必要がある。 ・聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。		
3 今後の取組方向（Act）					
取組方向					
方向性	内容				
	・避難行動要支援者避難支援指針を活用して、災害時の避難支援等を円滑に実施するため、地域福祉活動の担い手や事業者等を含む支援者（避難支援関係者等）の確保に向けて取組を進めていく。 ・市民や事業者等への防災意識の向上を図るため、引き続き出前講座への対応や地域での防災活動への支援等に取り組むほか、様々な情報媒体による広報体制を整備していく。 ・地域の防災マップづくりが全地域で作成されるよう、引き続き支援していくとともに、作成に当たっては、より多くの地域住民の参加を呼びかけていく。また、地域における防災訓練では、要配慮者や関係団体にも参加してもらい、地域ぐるみの避難行動支援の体制づくりを推進していく。 ・災害情報の伝達については、テレビ・ラジオのほか、屋外拡声器や戸別受信機といった防災行政無線、市ホームページや尼崎市防災ネット、緊急速報メール、フェイスブック、ツイッター等も活用するなど、引き続き、文字や音声を複数組み合わせた多層的な情報発信を行う。また、情報伝達を担う部門の強化や、災害時に配慮が必要な人への効果的な発信方法を含めた地域内での情報伝達手段に関する仕組みづくりを推進していく。さらに、「地上デジタル対応ラジオ」が対象者に給付されるよう、視覚障害の当事者団体を通じて周知を図っていく。 ・避難所の充実を図るため、引き続き避難所開設・運営訓練の実施や協定締結による物資の確保、福祉避難所の指定拡大など、支援体制の整備等に取り組んでいく。 ・平成30年に発生した災害（集中豪雨、台風など）の経験を教訓として、引き続き「災害時要援護者支援連絡会」において、本市の防災の取組や課題解決に向けた協議・検討を行い、関係機関との連携を進めるほか、福祉専門職団体など様々な支援関係者との協議検討を進める。 ・緊急通報システムについては、引き続き制度の周知に努めるとともに、緊急時の支援体制の充実等についても検討していく。 ・「尼崎市WEB119・FAX119」の利用促進に向けては、防災や福祉の関係部局との連携を図り、効果的な広報等について検討していく。				

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	7	安全・安心	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向							H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名	福祉課、高齢介護課、危機管理安全局企画管理課、災害対策課、生活安全課、消費生活センター・計量担当、消防局企画管理課					避難場所を知らない「障害のある人」の割合	↓	H25	31.9	%	16.0	—	—	—	24.4	—	**	47.2%

施策の方向性		(2)	防犯対策、消費者保護
--------	--	-----	------------

1 施策の進捗状況（Plan・Do）			2 施策の評価（Check）				3 今後の取組方向（Act）				
取組項目		活動概要	概ね 順調	内部評価		概ね 順調	外部評価		継続	取組方向	
				状況	内容		状況	内容		方向性	内容
①	防犯対策の推進	・市民が安全に安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業などの取組を行っている。特に、平成25年度の「ひったくり撲滅宣言」以降、職員による自主防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置、地域団体に対する防犯カメラの設置補助等を進めるとともに、平成30年度には、昨年度に実施した警報機付きロックを装備したタミー自転車の活用による自転車盗難対策を地域団体と連携して取り組んだ。なお、平成30年のひったくり認知件数は16件、自転車盗難認知件数は1,728件（県警の統計）と、どちらも平成以降最少の件数（速報値）となっている。			・職員による自主防犯パトロールや可動式防犯カメラ設置等の取組のほか、自転車盗難対策の地域との連携により、ひったくりや自転車盗難の認知件数が過去最少で推移していることから、地域における防犯力や体感治安の向上が図られている。			・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。			・本市の喫緊の課題であったひったくりは、他都市と同程度にまで減少し、本市特有の課題ではなくなった。また、自転車盗難は減少傾向にあるものの、未だ高い水準で推移しているため、継続して取組を進めていく。一方、特殊詐欺の認知件数は県下で減少傾向にある中、本市では増加傾向にあるため、新たな課題として捉え、減少に向けて効果的・効率的な事業を関係機関と連携しながら展開していく。
②	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切であることから、悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐため、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っている。また、一方で消費生活に係るトラブル等への助言やあっせんなどの相談業務も実施し、早期解決を図っている。		・消費生活に係る啓発については、近年、若年層への消費者教育にも努めている。また、消費生活相談では、助言による自主交渉やあっせんによる解決は高い水準で推移していることから、相談業務等の効果が上がっているものと考ええる。				・新たな詐欺等が多数発生し、その手口も益々巧妙となっているため、引き続き、啓発による防止と消費生活相談による早期解決の両輪で取り組んでいく。			

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																			
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率		
						方向							H26	H27	H28	H29		H30	H31
関係所属名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課、ダイバーシティ推進課、発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課				障害者差別解消法の認知度		↑	H25	10.3	人	32.3	—	—	—	11.3	—	**	4.5%

施策の方向性		(1)	情報の利用のしやすさ																																			
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													2 施策の評価（Check）													3 今後の取組方向（Act）												
取組項目				活動概要									状況		内部評価				状況		外部評価				方向性		取組方向											
① 情報提供の充実				・障害福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」を毎年更新し、市ホームページを活用して広報に努めている。また、「市報あまがさき」の点訳・音訳である「点字あまがさき」「声の広報」や「議会だより」等を発行するとともに、市報においては、障害のある人への「お知らせ欄」にファクス番号を併記するなど、障害のある人に市の施策やまちの情報等の提供を行っている。 ・視覚障害のある人が本に親しみ、生涯学習の一助としてもらうため、点字図書・録音図書の郵送貸出しを行っている。											・福祉の手引き（心身障害者児用、精神保健用）については、福祉と保健の窓口に設置するとともに、市のホームページにおいてリンク付けをするなど、利便性の向上を図っている。また、市報については、視覚障害のある人への対応として、点訳版と音声版（CD版、デジター版）を発行しているほか、聴覚障害のある人を対象とした記事についてはファクス番号を併記するなど一定の対応に努めている。 ・視覚障害者への点字・録音図書の郵送貸出しについては、これまでも実績があり、障害者の読書活動支援に大きな役割を果たしている。						・「尼崎市民べんり帳」など市の広報物において、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファックス番号を掲載する必要がある。						・引き続き、ボランティアグループとの協働により、障害のある人のニーズに応えた点字・録音図書の取組を行っていく。											
② 意思疎通支援の充実				・障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業を実施しており、平成26年度からは盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も実施している。派遣実績については、平成26年度の979件・80人から平成30年度は1,250件（見込み）・〇〇人（積算中）と、利用件数は確実に増加している。一方で、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者数については、平成26年度から実施している盲ろう者向け通訳・介助員を除き、平成26年度の43人から平成30年度は同じく43人（見込み）と、横ばいの状況が続いている。このため、平成29年度から手話通訳者養成講座（3講座）を各年度で切れ目なく受講できるような事業を拡充して、支援者数の増に向けた取組を進めるとともに、平成30年度からは新たに「通訳Ⅲ」を開講して、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図っている。加えて、派遣調整を行う尼崎市コミュニケーション支援センターを本庁舎内に移転するとともに、コーディネーターの増員を行い、コーディネート機能の向上にも取り組んでいる。 ・障害者基本法において、障害のある人に対する情報提供や意思疎通支援の充実が掲げられていることや、「手話の普及等を目的とする条例（手話言語条例）」の制定を進める機運が全国的に高まっていることから、本市では、平成28年度から「尼崎市手話言語条例検討協議会」において、聴覚障害の当事者や意思疎通支援者等と協議・検討を重ね、平成29年に「尼崎市手話言語条例」を制定・施行し、あわせて条例の啓発リーフレットも作成した。平成30年度からは、新たに市民等向けの簡単な手話講習会の開催を行い、手話ハンドブック・パンフレットの作成を進めるとともに、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」を設置（※予定）して条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に取り組んでいる。									概ね順調		・意思疎通支援者の派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限っていることから、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。一方で、近年の利用実績は増加傾向にあり、利用ニーズも高まっている。そのため、支援者の確保に向けて、平成29年度以降、受講機会の拡大や新たな講座の開設等に取り組んできており、修了者数は増加しつつあるものの、午前開催の講座の受講者数が少ないことや派遣事業の支援登録者数が横ばいの状況にあるため、引き続き、支援者の増加に向けた取組が必要となっている。 ・引き続き、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」において、同条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた取組を進めるとともに、その他のコミュニケーション支援についても検討していく必要がある。				遅れている		・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。				重点化		・「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話の理解や普及等に向けて、啓発用のハンドブック・パンフレット等を配布するほか、引き続き市民等向けの簡単な手話講習会を開催するとともに、手話を使用した市政情報の発信等について、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」にて協議を行い、新たな方策等を検討していく。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に向けても検討していく。 ・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握を行い、開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への参加依頼を行うことで、利用者数の増加につなげていく。											
③ 講座の開催				・障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、身体障害者福祉センターにおいて各種講座を開催している。開催に当たっては、利用状況やアンケートによる利用ニーズ等を考慮した上で内容等を設定しており、平成30年度は従来から開講している、肢体障害や視覚障害がある人を対象とした「パソコン講座」のほか、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ●●講座を開催している。											・引き続き、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」において、同条例に掲げる手話やろう者への理解、手話の普及等に向けた取組を進めるとともに、その他のコミュニケーション支援についても検討していく必要がある。																							
活動指標名				方向		基準値			実績値																													
									H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																							
1		意思疎通支援事業の利用者数		↑	H25	81	人	80	81	89	81	積算中	**	**																								
		活動状況		意思疎通支援者の派遣事業については、平成30年度（見込）の利用者数は●人となっており、ほぼ横ばいとなっている。																																		
活動指標名				方向		基準値			実績値																													
									H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																							
2		点字・録音図書の利用者数		→	H25	6,978	人	6,002	5,714	5,666	5,331	5,011	**	**																								
		活動状況		これまで頻繁に利用されていた方が減った影響はあったものの、依然として点字・録音図書の郵送貸出しのニーズは高いため、ボランティアグループとの協働によって取り組んでいる。																																		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																			
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	8	情報、啓発・差別の解消	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率		
						方向						H26	H27	H28	H29	H30		H31	
関係所属名	障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、疾病対策課、ダイバーシティ推進課、発信・報道担当、中央図書館、議会事務局総務課					障害者差別解消法の認知度		↑	H25	10.3	人	32.3	—	—	—	11.3	—	**	4.5%

施策の方向性		(2)	理解・啓発活動及び差別解消																																			
1 施策の進捗状況（Plan・Do）													2 施策の評価（Check）													3 今後の取組方向（Act）												
取組項目				活動概要									状況		内部評価				状況		外部評価				方向性		取組方向											
① 理解の促進・啓発				・障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」によりイベントの活性化を図っている。障害福祉関係の施設だけでなく一般店舗も参加したことや、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報を行ったこと等により、来場者数は大幅に増加し、新たな交流が生まれている。 ・人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、地域総合センターを中心とした人権問題講演会や啓発映画の上映、啓発紙の発行など、各種啓発事業を実施している。																																		
② 差別解消への取組の充実				・障害のある人への人権についての理解や差別事象の解消を促進するため、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」や「じんけんを考える市民のつどい」を実施するとともに、地域総合センターにおいて手話の教室や講座を実施するなど、普及啓発活動に取り組んでいる。 ・障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」等の研修を行うとともに、個人や事業所からの相談にも応じているほか、地域の関係者を対象とした「市政出前講座」も実施して、啓発活動に取り組んでいる。 ・障害者差別に関する相談窓口や関係機関等のネットワークを構成していくため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催して、地域の関係機関等と協議を進めるとともに、新たな啓発用パンフレットの作成と、それらを活用した地域への啓発を進めていくための方法について、検討を行っている。									概ね 順調										概ね 順調						継続									
活動指標名				方向		基準値			実績値																													
									H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																							
1 障害をテーマとした啓発事業等の開催回数				↑		H25 4 回			6	7	18	13	積算中	**	**																							
活動状況				平成30年度（見込）は、ハートフルシネマ「人権問題市民啓発映画会」の他、「じんけんスタディツアー」や地域総合センターにおいて「手話教室」など、計●回の啓発事業を開催している。																																		
活動指標名				方向		基準値			実績値																													
									H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																							
2 障害者差別解消法の認知度				↑		H25 10.3 %			—	—	—	11.3	—	**	**																							
活動状況				障害者差別解消法の啓発については、国のパンフレットや市が作成した啓発用リーフレットを配布するほか、ホームページでの広報等により、周知に努めている。																																		

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	施策目標		基準値			目標値（H32）	実績値					達成率	
						方向					H26	H27	H28	H29	H30	H31		
関係所属名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、北部・南部保健福祉センター福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局				障害者虐待防止法の認知度	↑	H25	16.9	%	45.2	－	－	－	12.8	＝	**	-14.5%

施策の方向性		(1)	権利擁護
--------	--	-----	------

1 施策の進捗状況（Plan・Do）											
取組項目			活動概要								
①	成年後見制度の利用等による権利擁護の推進		・ 権利擁護に関して福祉の中核となるセンター機能の必要性が高まっているため、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施し、権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、市と社会福祉協議会の連携・協力のもと、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップする中で活動を進めてきた。平成26年度にはこれらの事業を統合して「尼崎市成年後見等支援センター」を設置している。また、平成30年1月の「保健福祉センター」の開設にあわせて、成年後見等支援センターを南北2か所に増設し、相談体制を強化しており、相談の受付や方針の検討、後見の申立・監督、市民後見人の養成等について一体的な支援を行っている。								
②	障害者虐待防止への取組		・ 平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、障害福祉課をはじめ庁内関係課の連携のもと、障害者虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行ってきており、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合、一時的に保護する場所を確保している。なお、平成30年1月の「保健福祉センター（障害者支援課）」の開設にあわせて「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制（24時間対応）を確保し、通報・相談者等からの聞き取りや担当職員への報告・引き継ぎなど支援体制の充実を図っている。なお、平成30年度（見込）の通報・相談件数は●件となっている。								

活動指標名			方向	基準値		実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	成年後見制度利用支援事業の利用件数		↑	H25	11 件	15	15	15	36	35	**	**
	活動状況	制度が必要な障害のある人は、相談支援を通じて発見することが多いため、関係機関との連携に取り組んでいる。なお、平成30年度（見込）の事業の利用件数は35件となっている。										
活動指標名			方向	基準値		実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2	成年後見制度の認知度		↑	H25	21.7 %	—	—	—	22.4	＝	**	**
	活動状況	当該制度の周知のため、制度内容に関するパンフレットを配布し、民生委員や当事者団体、市民グループなどを対象に「成年後見等支援センター」による研修を行うなど周知に努めている。										
活動指標名			方向	基準値		実績値						
						H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
3	障害者虐待防止法の認知度		↑	H25	16.9 %	—	—	—	12.8	＝	**	**
	活動状況	障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布し、周知に努めているが、平成29年度に実施したアンケート調査の結果をみると、認知度は減少傾向にある。										

2 施策の評価（Check）													
状況		内部評価 内容					状況		外部評価 内容				
概ね順調		・ 成年後見制度の利用支援については、相談対応など支援の機会は概ね増加傾向にある。また、当該制度については、潜在的なニーズがあるものと考えられるため、相談支援事業所など関係機関との一層の情報共有が必要である。					遅れている		・ 意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、「尼崎市成年後見等支援センター」や福祉サービス利用援助事業のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。				
		・ 障害者虐待への対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められている。また、障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、その認知度は依然として低い状況が続いているため、一層の周知に取り組む必要がある。											

3 今後の取組方向（Act）											
方向性		取組方向 内容									
継続		・ 成年後見制度については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発等に一体的に取り組むとともに、相談支援事業所等との連携を密にして、制度を必要とする人の支援につなげていく。また、利用の促進にあたっては、今後の制度変更等にも注視しつつ、センターが中核機関としての機能を担うことも想定しながら、本市の「成年後見制度利用促進基本計画」のあり方を検討していく。									
		・ 障害者虐待防止対策については、「障害者虐待防止センター」において、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保や育成に努めるとともに、夜間・休日の場合であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組んでいく。また、ホームページやパンフレットに加えて、効果的な周知方法・媒体を取り入れていくことで、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図るとともに、虐待防止の意識の醸成に努めていく。									

尼崎市障害者計画（第3期）評価・管理シート（平成30年度）																		
重点課題	3	共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり	基本施策	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	施策目標		基準値			目標値 (H32)	実績値					達成率	
						方向							H26	H27	H28	H29		H30
関係所属名		障害福祉政策担当（障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課）、北部・南部保健福祉センター福祉相談支援課、人事課（人材育成担当）、選挙管理委員会事務局				障害者虐待防止法の認知度	↑	H25	16.9	%	45.2	—	—	—	12.8	—	**	-14.5%

施策の方向性		(2)	行政サービス等における配慮	
1 施策の進捗状況（Plan・Do）				
取組項目		活動概要		
①	市職員等の理解と配慮	・障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」の研修を開催している。また、市職員の理解促進や必要な配慮に対する取組として、新採職員や希望者を対象とした「手話」の研修も開催している。なお、研修の受講者を募集する際には、情報保障の必要性を確認し、参加者への配慮も行っている。 ・障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の施行に伴い、聴覚障害のある市職員の職域における情報保障の拡大促進のため、平成28年7月から職員向け手話通訳者を配置している。また、聴覚障害のある人等の意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、南北の保健福祉センターに手話通訳者を配置するとともに、両センターや各支所にタブレット端末等を設置し、窓口に来られた聴覚障害のある人等と市役所にいる手話通訳者をビデオ通話で繋ぐなど、現地に手話通訳者が不在でも、手話通訳による意思疎通ができるよう環境を整備している。さらに、聴覚障害のある人への情報保障の一環として、市主催の講演会等で急遽、手話通訳者や要約筆記者が必要となった場合でも配置ができるよう、平成30年度から予備的経費を確保している。今年度は、1月17日の災害訓練の際にそのような事例が発生したため、複数会場に意思疎通支援者を配置し、その対応にあたっている。		
	選挙に関する配慮	障害特性に応じて、選挙のお知らせの点字版や音声版を配布し、候補者情報の提供を行っている。また投票所では段差にスロープや補助員等を配置し障害のある方でも投票しやすい環境づくりに取り組んでいる。		
2 施策の評価（Check）				
内部評価		外部評価		
状況	内容	状況	内容	
概ね 順調	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、引き続き、研修の機会等を設けて周知を図る必要がある。また、市職員を対象とした手話に関する研修の開催については、「<u>「尼崎市手話言語条例」の趣旨に則り、市職員の意識啓発や理解促進を図ることとあわせて、今後も、窓口対応等にも役立てることができるよう、定期的に開催していく必要がある。</u> ・聴覚障害のある市職員のもとへ手話通訳者を派遣することで、日常業務や研修における情報保障の充実が図られつつある。また、南北保健福祉センターへの手話通訳者の配置や両センターと支所等へのタブレット端末等の設置については、より効果的な運用について検討していく必要がある。市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費については、<u>予期せぬ事態に対応するためにも、継続した取組が必要である。</u> ・選挙に関する配慮については、障害特性に応じた選挙のお知らせの配布や投票所にスロープを設置するなどして一定の取組を進めている。	概ね 順調	・市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行した障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。また、委託業務の受託者についても、市役所の職員と同様に合理的配慮を意識するよう研修等を実施していく必要がある。 ・市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。 ・障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。	
	継続	・「職員対応要領」や「手話」など障害の理解につながる研修について、引き続き、市の新任課長や新採職員を対象とした研修メニューに位置付けることで、定期的な開催としていく。 ・意思疎通に配慮した窓口の環境整備に向けては、引き続き、南北保健福祉センターに配置した手話通訳者や両センターと支所等に設置したタブレット端末等の効果的な運用について検討していく。また、市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置に係る予備的経費についても、<u>現行の取組を継続しながら、各所属に対して、合理的配慮の考え方や予算の確保を促していく。</u> ・障害特性に応じた選挙情報の提供や必要な配慮等について選挙事務に従事する職員への説明会を行うなど、引き続き、投票環境等の向上に努めていく。		

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（平成30年度）

目標値（Plan）		1	施設入所者の地域生活への移行に関する目標				
1 目標値と考え方							
●地域生活移行者数： 13人 （※平成32年度末における施設入所から地域生活への移行者数） 地域移行が比較的困難な人への対応が増加してくることが予想されるため、地域生活への移行者数については、これまでの実績等を勘案して、第5期国指針に定める目標値の3割程度にあたる13人を目標として設定している。引き続き、地域移行への受け皿となるグループホーム等の整備や地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していく必要がある。 ●施設入所者の削減数： 6人 （※平成32年度末における施設入所者の削減数） 毎年一定の施設退所者がいるにもかかわらず、すぐに新たな施設入所者がいるという状況が続いており、これは、障害のある人やその家族の高齢化によって地域生活の継続が困難になることや、家族分離を図る必要がある場合など、入所施設の利用を必要とする人が絶えないことが要因と考えられる。施設入所者の削減数については、引き続き、地域移行を支援する指定一般相談支援事業所や指定自立生活援助事業所の確保に取り組むほか、本市の地域生活支援拠点の機能を活用していくことで、第5期国指針に定める目標値の約半数にあたる6人を目標として設定する。							
項目		数値	考え方				
平成28年度末時点の施設入所者数		397人					
【目標】地域生活への移行者数		13人 3.3% 国指針に定める地域移行者数（36人）の3割程度の移行を見込む。					
平成32年度末時点の施設入所者数		391人					
【目標】施設入所者の削減数		6人 1.5% 国指針に定める施設入所者の削減数（12人）の約半数を見込む。					
2 進捗状況							
項目	進捗状況						
	第3期			第4期			
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度			
	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度			
地域生活移行者数	1人	2人	2人	3人	6人	14人	
施設入所者（減少）数	3 入所8 退所5	▲3人 入所9 退所12	0 入所6 退所6	▲5人 入所3 退所8	▲9人 入所8 退所17	0 入所7 退所7	▲14人 入所24 退所38
目標値（Plan）		2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標				
1 目標値と考え方							
●市内における地域生活支援拠点等の整備数： 1か所以上 （※平成32年度末における整備数） 第5期国指針においては、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの協議の場の設置状況に関する目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。』とされており、この協議の場については、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が中心となって、当事者や保健、医療、福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築する内容となっている。 今後、本市での設置を進めるにあたっては、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーションなど精神科医療に携わる関係者による協議や、他都市の整備事例を研究するなどし、さらなる検討を進めていくことが必要である。 そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成32年度までの設置を目標とし、環境が整った段階で協議の場を設定する。							
項目		数値	考え方				
【目標】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		市単独で設置	平成32年度末までに設置する。				
2 進捗状況							
項目	進捗状況						
	第4期		第5期				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
	H32年度						
協議の場の設置	—	—	無				
目標値（Plan）		3	地域生活支援拠点等の整備に関する目標				
1 目標値と考え方							
●市内における地域生活支援拠点等の整備数： 1か所以上 （※平成32年度末における整備数） 地域生活支援拠点等については、居住支援機能（グループホーム等の整備や利用促進）に地域支援機能（①相談支援機能、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を組み合わせた拠点について、これらの機能を複合的な機関で担う「多機能型」、もしくは、地域の複数の機関で各機能を分担する「面的整備型」の整備について推進する内容となっている。なお、当該目標値については、第4期国指針にも、平成29年度末までの整備を目標として掲げられていたことから、本市では、平成30年1月の「基幹相談支援センター（保健福祉センター）」の開設にあわせて、「面的整備型」により当該拠点を整備している。 そのため、本計画の期間においては、当該拠点が持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との協議・連携や各機能の充実等に取り組む。							
項目		数値	考え方				
【目標】市内における地域生活支援拠点等の整備数		1か所以上	平成32年度末までに、少なくとも1つを整備する。				
2 進捗状況							
項目	進捗状況						
	第4期		第5期				
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
	H32年度						
地域生活支援拠点等の整備数	0か所	0か所	1か所 （面的整備型）				

目標値（Plan）		4	福祉施設から一般就労への移行に関する目標									
1 目標値と考え方												
●福祉施設から一般就労への移行者数の増加： 47人 （就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人数） 福祉施設から一般就労への移行者数については、第5期国指針に定めるとおり、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍の47人を目標として設定する。												
項目		数 値				考 え 方						
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数の増加		47人				平成28年度の一般就労への移行者数（31人）の約1.5倍の移行を見込む。						
2 進捗状況												
項目		第3期		第4期		第5期						
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H30年度	H31年度	H32年度			
一般就労移行者数		8人	26人	22人	22人	31人	30人	積算中				
関連目標値（Plan） 4-A 就労移行支援事業利用者数												
1 目標値		項目		数 値		考 え 方						
平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数				92人								
【目標】就労移行支援事業の利用者数の増加				111人		平成32年度末における就労移行支援事業利用者数について、平成28年度末時点の利用者数（92人）の2割増を見込む。						
2 進捗状況												
項目		第4期		第5期								
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度					
就労移行支援事業利用者数		105人	92人	95人	98人							
関連目標値（Plan） 4-B 就労移行支援事業所の就労移行率の増加												
1 目標値		項目		数 値		考 え 方						
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加				7割以上 10か所以上		平成32年度末において、市内就労移行支援事業所（14か所見込）のうち、就労移行率3割以上の事業所割合（数）。						
2 進捗状況												
項目		第4期		第5期								
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度					
就労移行率の高い就労移行支援事業所		4か所 40.0%	6か所 54.5%	7か所 58.3%	積算中 積算中							
関連目標値（Plan） 4-C 就労定着支援事業による職場定着率の増加												
1 目標値		項目		数 値		考 え 方						
【目標】就労定着支援事業による職場定着率				8割以上		各年度末において、市内就労定着支援事業所の支援開始1年後の職場定着率						
2 進捗状況												
項目		第4期		第5期								
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度					
就労定着支援事業による職場定着率		—	—	—	積算中							

目標値（Plan）		5	障害児支援の提供体制の整備等に関する目標	
-----------	--	---	----------------------	--

関連目標値（Plan）		5-①	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
-------------	--	-----	--	--

1 目標値と考え方

●児童発達支援センターの設置： 3か所
（※平成32年度末における児童発達支援センターの整備数）
児童発達支援センターについては、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する内容となっている。本市ではすでに、市立施設の2か所を含めて、市内に3か所の児童発達支援センターを設置している。そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。

●保育所等訪問支援の充実： 4か所以上
（※平成32年度末における児童発達支援センターの整備数）
保育所等訪問支援については、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっている。本市ではすでに、市内に3か所の児童発達支援センターを設置しており、当該センターに加えて、指定事業所1か所で保育所等訪問支援を実施している。そのため、本計画の期間においては、保育所等訪問支援の提供体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていく。

項目	数 値	考 え 方
【目標】児童発達支援センターの設置	3か所	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上設置する。
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	4か所 以上	平成32年度末までに、利用できる体制を構築する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況			
	第4期		第5期	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童発達支援センター数	3か所	3か所	3か所	3か所
保育所等訪問支援事業所数	4か所	4か所	4か所	5か所

関連目標値（Plan） 5-②

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

1 目標値と考え方

●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保： 2か所以上
（※平成32年度末における児童発達支援事業所の整備数）
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する内容となっている。本市ではすでに、市立の医療型児童発達支援センター1か所と指定事業所1か所を設置している。
そのため、本計画の期間においては、当該センターが持つ機能が円滑かつ効果的に進むよう、関係機関等との連携や安定的な運営等に取り組む。

●重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保： 2か所以上
（※平成32年度末における放課後等デイサービス事業所の整備数）
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、平成32年度末までに、平成32年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上確保する内容となっている。本市ではすでに、指定事業所2か所を設置している。
そのため、本計画の期間においては、重症心身障害児の支援体制の充実に向けて、指定事業所の設置促進に努めていく。

項目	数 値	考 え 方
【目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所 以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。
【目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所 以上	平成32年度末までに、少なくとも1か所以上確保する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況			
	第4期		第5期	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
重症心身障害児支援型 児童発達支援事業所数	2か所	2か所	2か所	2か所
重症心身障害児支援型 放課後等デイサービス事業所数	2か所	2か所	2か所	4か所

関連目標値（Plan） 5-③

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

1 目標値と考え方

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置： 市または圏域で設置
（※平成30年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の整備数）
第5期国指針においては、「平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。」とされており、この協議の場については、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害のある子どもが全国的に増加している状況を鑑み、その医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係者が連携調整を行う体制を整備する内容となっている。
今後、本市または圏域で設置するにあたっては、兵庫県や圏域各市との協議・検討や、保健所や保健福祉センターをはじめ、病院や診療所、訪問看護ステーション等の医療機関、児童発達支援センター、保育所、特別支援学校など関係機関による協議を進めていくことが必要となっている。
そのため、本市においては、第5期国指針に定めるとおり、平成30年度までの設置を目標として設定する。

項目	数 値	考 え 方
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市または圏域で設置	平成30年度末までに、市または圏域で設置する。

2 進捗状況

項目	進 捗 状 況			
	第4期		第5期	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
協議の場の設置	—	—	—	無

29

[illegible]

進捗状況（Ｄｏ）	1	障害福祉サービス等
※ 進捗状況について、平成29年度までは実績値、平成30年度以降は現時点の見込値。		
進捗状況（Ｄｏ）	1－①	訪問系サービス

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 訪問系サービス
居宅介護等の事業所は一定確保されているが、行動援護等の事業所が不足しているため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、行動援護等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス事業所については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。
また、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を促進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めいくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況						
	第4期			第5期			
	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度	H 3 2 年度	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	計画値	50,531 時間/月	51,578 時間/月	53,002 時間/月	51,046 時間/月	52,362 時間/月	53,730 時間/月
		1,584 人/月	1,668 人/月	1,757 人/月	1,742 人/月	1,840 人/月	1,942 人/月
		50,678 時間/月 (100.29 %)	50,412 時間/月 (97.74 %)	50,152 時間/月 (94.62 %)	49,955 時間/月 (97.86 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		34,959 時間/月	34,121 時間/月	33,739 時間/月	32,825 時間/月		
		10,335 時間/月	11,131 時間/月	11,157 時間/月	11,505 時間/月		
	実績値 (人/月)	—	—	13 時間/月	446 時間/月		
		5,384 時間/月	5,160 時間/月	5,243 時間/月	5,179 時間/月		
		1,570 人/月 (99.12 %)	1,609 人/月 (96.46 %)	1,646 人/月 (93.68 %)	1,688 人/月 (96.90 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		1,321 人/月	1,358 人/月	1,394 人/月	1,421 人/月		
		64 人/月 —	70 人/月 —	69 人/月 1 人/月	68 人/月 17 人/月		
同行援護	185 人/月	181 人/月	182 人/月	182 人/月			
	1,787 日/月	1,874 日/月	1,965 日/月	1,945 日/月	2,022 日/月	2,103 日/月	
	332 人/月	354 人/月	378 人/月	401 人/月	427 人/月	455 人/月	
短期入所 (福祉型、医療型)	計画値	1,566 日/月	1,744 日/月	1,885 日/月	1,984 日/月		
		(87.63 %)	(93.06 %)	(95.93 %)	(102.01 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		315 人/月	346 人/月	372 人/月	395 人/月		
		(94.88 %)	(97.74 %)	(98.41 %)	(98.50 %)	(0.00 %)	(0.00 %)

評価（Check）	（内部評価）	（外部評価）	今後の取組方向（Act）
	訪問系サービス全般の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して、利用時間・人数ともやや下回っているものの、利用人数は着実に増加していることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。なお、平成29年10月からの移動支援事業の見直しにより、行動援護の利用が徐々に増えてきており、適切なサービス提供に向けた取組が進んできている。 短期入所の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して、利用日数はやや上回っている。利用人数はやや下回っているものの、いずれの実績も着実に増加していることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。	（外部評価） 訪問系サービスの支給実績は、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されている。なお、居宅介護の実績値については、利用者数の増加と比較して時間数が減少しているため、検証を行うとともに、行動援護の利用については、移動支援事業からの移行を進めていくため、利用者や保護者へ説明を行っていく必要がある。また、精神障害のある人が利用できる短期入所事業所は、まだまだ不足している。今後は、事業所が増えるよう環境を整備していく必要がある。	（次年度の方角性等） 訪問系サービスについては、利用者への適切なサービス提供に向けて、行動援護等の事業者を確保していくため、行動援護等の事業所指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、設置協力を求めるべくともに、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、移動支援事業から行動援護等への移行を進めていく。 また、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となっており、相談支援事業所の人材育成や連携強化、「障害福祉サービス等に関するガイドライン」に即したサービス等利用計画の作成に取り組み、利用者への適切なサービス提供を確保するとともに、事業者向けの勉強会や実地調査を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。

進捗状況（Do）

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 日中活動系サービス
日中活動系サービスについては、国の制度補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用するとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげる。就労系サービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては就労継続支援（Ａ型）の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上について見直しが行われており、本市においても、これらの取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。
- また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、障害者就労支援施設等からの物品や役務の調達を推進する。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況						
	第4期			第5期			
	H 2 7年度	H 2 8年度	H 2 9年度	H 3 0年度	H 3 1年度	H 3 2年度	
生活介護	計画値	20,419 日/月 1,055 人/月	21,433 日/月 1,102 人/月	22,497 日/月 1,150 人/月	21,183 日/月 1,129 人/月	21,836 日/月 1,166 人/月	22,509 日/月 1,205 人/月
	実績値	19,499 日/月 (95.49%) 1,026 人/月 (97.25%)	19,935 日/月 (93.01%) 1,056 人/月 (95.83%)	20,554 日/月 (91.36%) 1,094 人/月 (95.13%)	20,910 日/月 (98.71%) 1,120 人/月 (99.20%)	(0.00%) (0.00%) (0.00%)	(0.00%) (0.00%) (0.00%)
	計画値	166 日/月 23 人/月	174 日/月 26 人/月	183 日/月 29 人/月	124 日/月 18 人/月	131 日/月 19 人/月	131 日/月 19 人/月
自立訓練（機能訓練）	実績値	107 日/月 (64.46%) 13 人/月 (56.52%)	124 日/月 (71.26%) 17 人/月 (65.38%)	112 日/月 (61.20%) 17 人/月 (58.62%)	147 日/月 (118.55%) 18 人/月 (100.00%)	(0.00%) (0.00%) (0.00%)	(0.00%) (0.00%) (0.00%)

区 分		進 捗 状 況					
		第4期			第5期		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立訓練（生活訓練）	計画値	617 日/月 36 人/月	621 日/月 37 人/月	645 日/月 38 人/月	332 日/月 22 人/月	317 日/月 21 人/月	317 日/月 21 人/月
	実績値	433 日/月 (70.18%) 25 人/月 (69.44%)	259 日/月 (41.71%) 17 人/月 (45.95%)	440 日/月 (68.22%) 29 人/月 (76.32%)	472 日/月 (142.17%) 30 人/月 (136.36%)	(0.00%)	(0.00%)
	計画値	1,460 日/月 85 人/月	1,624 日/月 94 人/月	1,787 日/月 104 人/月	1,649 日/月 98 人/月	1,750 日/月 104 人/月	1,868 日/月 111 人/月
就労移行支援	実績値	1,672 日/月 (114.52%) 101 人 (118.82%)	1,577 日/月 (97.11%) 94 人 (100.00%)	1,706 日/月 (95.47%) 96 人 (92.31%)	1,752 日/月 (106.25%) 98 人 (100.00%)	(0.00%)	(0.00%)
	計画値	2,081 日/月 107 人/月	2,168 日/月 109 人/月	2,254 日/月 111 人/月	6,194 日/月 323 人/月	7,061 日/月 368 人/月	8,050 日/月 420 人/月
就労継続支援（A型）	実績値	3,397 日/月 (163.24%) 175 人/月 (163.55%)	4,400 日/月 (202.95%) 227 人/月 (208.26%)	5,283 日/月 (234.38%) 270 人/月 (243.24%)	5,952 日/月 (96.09%) 303 人/月 (93.81%)	(0.00%)	(0.00%)
	計画値	11,462 日/月 678 人/月	11,889 日/月 704 人/月	12,317 日/月 731 人/月	14,191 日/月 869 人/月	14,900 日/月 913 人/月	15,645 日/月 958 人/月
就労継続支援（B型）	実績値	11,231 日/月 (97.98%) 675 人 (99.56%)	12,445 日/月 (104.68%) 758 人 (107.67%)	13,533 日/月 (109.87%) 831 人 (113.68%)	14,485 日/月 (102.07%) 902 人 (103.80%)	(0.00%)	(0.00%)
	計画値	—	—	—	73 人/月	88 人/月	108 人/月
就労定着支援	実績値	— (—)	— (—)	— (—)	10 人/月 (13.70%)	(0.00%)	(0.00%)
	計画値	98 人/月	105 人/月	113 人/月	90 人/月	93 人/月	96 人/月
療養介護	実績値	93 人 (94.90%)	90 人 (85.71%)	87 人 (76.99%)	85 人 (94.44%)	(0.00%)	(0.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
（内部評価） 日中活動系サービスの平成30年度見込値において、生活介護については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともほぼ同水準となっているものの、いずれの実績も増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、支給決定者数が多くないことや機能訓練の利用期間が限定されていること等から、利用実績には変動があるものの、第5期計画値と比較して、利用日数・人数とも上回っており、その実績も増加傾向にあることから、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。 就労移行支援については、第5期計画値と比較して、利用日数は上回っており、利用者数は同水準となっている。また、就労継続支援（A・B型）については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともA型は下回っており、B型は上回っている。いずれのサービスも実績は増加傾向が続いており、依然として利用ニーズは高いことが伺える。就労定着支援については、第5期計画値と比較して、実績は大きく下回っている。当該サービスについては、就労移行支援で行う職場定着支援の期間（6か月）を経過した後には提供されるサービスであり、本市では下半期から支給決定を始めたことから、実績が低くなっている。療養介護については、第5期計画値と比較して、実績は下回っている。近年はやや減少傾向が続いていることから、利用状況やニーズ等の検証に努める必要がある。	（外部評価） 日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きき増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ等を調査・分析し、すべてのサービスにおいて、提供体制の整備や質の向上に努めていく必要がある。特に就労継続支援A型については、提供の確保が行われているが検証する必要がある。また、宿泊型自立訓練については、地域移行にも活用できるサービスと考えるため、事業所の市内設置に向けて環境を整備していく必要がある。

進捗状況（Do）	1－③	居住系サービス
1 必要量確保のための方策（主な内容）		
●居住系サービス グループホームの整備促進に向けては、国の制度補助を活用するとともに、市内の利用（待機）状況や利用ニーズ等の把握を行い、市単独の補助制度の創設も検討する。なお、市営住宅を活用したグループホームの整備については、空き室のほとんどが旧耐震住宅であることやエレベーターが未設置であるため利用することが難しく、利便性やバリアフリーの面で障害のある人の住まいに適した物件をどう選定していくかの課題等があるため、引き続き、庁内関係部局と検討を行う。 また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組み、市営グループホームの活用により、自立生活支援事業所については、既存の地域移行・地域定着支援事業所等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげていく。		

2 進捗状況

区 分		進 捗 状 況			
		第4期		第5期	
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
共同生活援助 （共同生活介護）	計画値	238人/月	261人/月	286人/月	323人/月
	実績値	243人/月 (102.10%)	264人/月 (101.15%)	279人/月 (97.55%)	303人/月 (93.81%)
施設入所支援	計画値	416人/月	410人/月	404人/月	399人/月
	実績値	408人/月 (98.08%)	405人/月 (98.78%)	400人/月 (99.01%)	396人/月 (99.25%)
自立生活援助	計画値	—	—	—	10人/月
	実績値	— (—)	— (—)	— (—)	0人/月 (0.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
（内部評価）	（次年度の方向性等）	
共同生活援助の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して下回っているものの、その実績は着実に増加傾向にあることから、一定のサービス提供体制が整備されてきている。なお、保護者の高齢化等に伴い、親元から自立や一人暮らしなど、今後も利用ニーズは高まっていることが想定されるため、さらなる整備の促進やサービス提供体制の総合調整（コーディネート）に取り組んでいく必要がある。	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用希望者への支援策（コーディネート）等について、検討していく必要がある。	
施設入所支援の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して下回っており、着実に減少している。施設からの退所や地域への移行等が一定進んでいるものの、障害のある人の重度化・高齢化等により、依然として入所のニーズは高いことから、今後、大幅な削減は見込めないことが想定される。	グループホームの利用促進に向けては、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図っていくため、地域生活支援拠点を持つ機能や業務が円滑に進むよう、関係所属や委託法人、地域の関係機関等との協議を進めていく。	
自立生活援助については、第5期計画値と比較して、実績は大きく下回っている。当該サービスについては、まだ指定事業所数が少なく、今後、施設やグループホーム等から一人暮らし等への移行については、計画相談支援等の機会を通じて、支援ニーズを捉えていく必要がある。	平成30年度から新たに創設された自立生活援助については、既存の地域移行・地域定着支援事業所が新規参入できるよう、引き続き、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、設置につなげていく。	

進捗状況（Do）	1-④	相談支援
----------	-----	------

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 相談支援（サービス等利用計画作成、地域移行・地域定着支援）
サービス等利用計画の作成を促進するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけを行う。
- また、指定特定相談支援や指定一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組む。

2 進捗状況

区 分		進 捗 状 況			
		第4期		第5期	
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
計画相談支援 （サービス等利用計画、モニタリング）	計画値	112人/月	224人/月	336人/月	200人/月
	実績値	22人/月 (19.64%)	49人/月 (21.88%)	122人/月 (36.31%)	206人/月 (103.00%)
地域移行支援	計画値	3人/月	4人/月	5人/月	12人/月
	実績値	4人/月 (133.33%)	6人/月 (150.00%)	9人/月 (180.00%)	7人/月 (58.33%)
地域定着支援	計画値	5人/月	14人/月	38人/月	2人/月
	実績値	1人/月 (20.00%)	1人/月 (7.14%)	1人/月 (2.63%)	1人/月 (50.00%)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
（内部評価）	（次年度の方向性等）	
計画相談支援の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して、ほぼ同水準となっており、前年度より大幅に増加している。引き続き、第5期計画期間内での全支給決定者への計画作成に向けて、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、事業所の設置促進など支援体制の充実に努めていく。	計画相談支援は、平成27年度より全支給決定者を実施しなければならぬが、達成できていない状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設・増員や相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員に加えて、担当者会や研修会の活発な開催によるスキルアップ等の施策に取り組んでいく必要がある。また、地域移行・地域定着支援は、市内に地域生活支援体験ができる施設がなく、ほとんど利用実績がない状況である。今後は、施設の整備や専門性の高い相談支援専門員の確保等を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。	

計画相談支援の促進に向けては、第5期計画の期間となる平成32年度までに全支給決定者に対して利用計画を作成するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について、引き続き、県に働きかけしていく。また、日常的な支援を行う居宅介護事業所等と連携を図り、計画が未作成のサービス利用者に対して直接、計画の撰寫や必要性を説明することで、理解の促進と円滑な計画作成につなげていく。さらに、市内に指定相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置協力を求めていくほか、障害のある人の地域生活の支援に向けては、地域生活支援拠点が持つ機能を活用して、グループホームや短期入所の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいく。

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（平成30年度）

進捗状況（D○）	2	障害児通所支援等
※ 進捗状況について、平成29年度までは実績値、平成30年度以降は現時点の見込値。		
進捗状況（D○）	2-①	障害児通所支援

1 必要量確保のための方策（主な内容）

● 障害児通所支援 障害児通所支援事業所については、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていく。なお、障害児通所支援等については、近年、新たに創設したサービスがあることから、引き続き、保護者や教育機関等に対し、制度の趣旨や内容についての理解をさらに努めていく。 放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置について見直しが行われており、本市においても、これらの取組も踏まえながら、平成31年度に県から移譲される障害児通所支援事業所の実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組む。 また、保育所等訪問支援の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携を図りながら、訪問先となる施設等への制度周知に取り組む。 居宅訪問型児童発達支援事業所については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置につなげる。
--

2 進捗状況

区 分		第4期			進 捗 状 況		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	計画値	2,636 日/月 290 人/月	2,780 日/月 310 人/月	2,923 日/月 330 人/月	3,658 日/月 398 人/月	4,091 日/月 446 人/月	4,575 日/月 500 人/月
	実績値	2,730 日/月 (103.57 %)	3,051 日/月 (109.75 %)	3,193 日/月 (109.24 %)	3,399 日/月 (92.92 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		279 人/月 (96.21 %)	314 人/月 (101.29 %)	356 人/月 (107.88 %)	379 人/月 (95.23 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
医療型児童発達支援	計画値	229 日/月 27 人/月	247 日/月 28 人/月	277 日/月 31 人/月	250 日/月 34 人/月	253 日/月 35 人/月	256 日/月 37 人/月
	実績値	215 日/月 (93.89 %)	237 日/月 (95.95 %)	232 日/月 (83.75 %)	267 日/月 (106.80 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		25 人/月 (92.59 %)	29 人/月 (103.57 %)	31 人/月 (100.00 %)	35 人/月 (102.94 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
放課後等デイサービス	計画値	6,019 日/月 567 人/月	6,516 日/月 613 人/月	7,013 日/月 660 人/月	10,271 日/月 925 人/月	12,707 日/月 1,145 人/月	15,721 日/月 1,416 人/月
	実績値	5,424 日/月 (90.11 %)	6,717 日/月 (103.08 %)	8,529 日/月 (121.62 %)	10,533 日/月 (102.55 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		461 人/月 (81.31 %)	561 人/月 (91.52 %)	691 人/月 (104.70 %)	841 人/月 (90.92 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
保育所等訪問支援	計画値	32 日/月 22 人/月	52 日/月 35 人/月	71 日/月 47 人/月	29 日/月 23 人/月	34 日/月 27 人/月	39 日/月 31 人/月
	実績値	20 日/月 (62.50 %)	21 日/月 (40.38 %)	24 日/月 (33.80 %)	22 日/月 (75.86 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		18 人/月 (81.82 %)	18 人/月 (51.43 %)	20 人/月 (42.55 %)	19 人/月 (82.61 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
居宅訪問型児童発達支援	計画値	— —	— —	— —	20 日/月 10 人/月	22 日/月 11 人/月	24 日/月 12 人/月
	実績値	— (—)	— (—)	— (—)	6 日/月 (30.00 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		— (—)	— (—)	— (—)	1 人/月 (10.00 %)	(0.00 %)	(0.00 %)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
（内部評価） 障害児通所支援の平成30年度見込値において、児童発達支援については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数ともやや下回っており、医療型児童発達支援については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数とも上回っている。また、放課後等デイサービスについては、第5期計画値と比較して、利用日数は上回っているが、利用人数は下回っている。いずれのサービスにおいても、実績は前年度から増加しており、利用希望者に対して一定のサービスが提供されている。特に放課後等デイサービスは大幅な伸びを示しており、依然として利用ニーズの高いことが伺えるが、サービスの質の担保が課題となっている。 保育所等訪問支援については、第5期計画値と比較して、利用日数・人数とも下回っている。近年の実績はほぼ横ばいの状況が続いているため、本市の児童発達支援センター「たじかの園」と「あこや学園」において、効果的な実施に取り組んでいく必要がある。 居宅訪問型児童発達支援については、第5期計画値と比較して、実績は大きく下回っている。当該サービスについては、まだ指定事業所数が少ないことや、類似のサービスとして「障害児等療育支援事業」を実施していること等もあり、実績が低くなっている。	（次年度の方向性等） 障害児通所支援の提供体制を確保していくため、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力等を求めていく。なお、障害児通所支援については、近年、新たに創設したサービスであることから、引き続き、保護者や教育機関等に対し、制度の趣旨や内容を理解いただけるよう努めていく。 放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から、当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われている。平成31年度に兵庫県から障害児通所支援事業所の指定権限が委譲されるため、障害児通所支援の総量規制の取組も考慮し、権限移譲後の指導監督の体制整備や実地調査等を通じて事業者のサービスの質の向上等に取り組んでいく。 保育所等訪問支援の利用促進に向けては、教育機関とも連携を図りながら、引き続き、訪問先や保護者間での周知を図るとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握を進めて、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。 平成30年度から新たに創設された居宅訪問型児童発達支援については、これまで「障害児等療育支援事業」の訪問療育を実施していた施設等が新規参入できるよう、引き続き、指定基準や運営方法等の情報提供に努めて、事業所の設置協力を求めていく。

進捗状況（Do）		2-②	障害児相談支援	
----------	--	-----	---------	--

1 必要量確保のための方策（主な内容）

● 障害児相談支援

指定障害児相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていくとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成については、引き続き、県に働きかけていく。

また、障害児支援利用計画の作成促進に向けては、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化等に取り組み、

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年度から「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を実施することから、基幹相談支援センターや児童発達支援センターの相談支援専門員等に研修の受講を働きかけ、人材確保に向けて取り組む。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況						
	第4期		第5期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
障害児相談支援	計画値	25人/月	50人/月	74人/月	73人/月	99人/月	132人/月
	実績値	36人/月 (144.00%)	47人/月 (94.00%)	60人/月 (81.08%)	109人/月 (149.32%)	100.00%	100.00%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	計画値	—	—	—	1人	1人	1人
	実績値	—	—	—	4人		

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
（内部評価） 障害児相談支援の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して大きく上回っており、前年度より大幅に増加している。引き続き、第5期計画期間内での全支給決定者への計画作成に向けて、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、事業所の設置促進など支援体制の充実に努める。 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、第5期計画値と比較して上回っている。兵庫県が主催する当該コーディネータ養成研修に、本市基幹相談支援センターに配置する相談支援専門員（直営・委託）を4名受講させることで、その確保を図っている。	（次年度の方心性等） 障害児相談支援の促進に向けては、第5期計画の期間となる平成32年度までに全支給決定児童に対して利用計画を作成するため、基幹相談支援センターが中心となり、指定障害児相談支援事業所への説明会や意見交換会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成について、引き続き、県に働きかけていく。また、市内に指定障害児相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、指定事業所の設置促進につなげていく。

34

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（平成30年度）

進捗状況（Do）	3	地域生活支援事業
※ 進捗状況について、平成29年度までは実績値、平成30年度以降は現時点の見込値。		
進捗状況（Do）	3-①	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 理解促進研修・啓発事業
「市民福祉のつどい」については、平成29年度から「提案型事業委託制度」の下、新たに事務局となった委託団体や従前の実行委員会をはじめ、市民との協働により、効果的な周知・啓発を行うことでイベントの活性化や参加者数の増加を図っていく。また、障害のある人への「合理的配慮」や「障害に関するマーク」の周知に努め、障害のある人が必要とする配慮等について、理解の向上につなげる。
- 自発的活動支援事業
障害のある人やその家族、地域の関係団体等が自発的に実施する交流活動や社会参加活動、ボランティア活動等に対して効果的な支援ができるよう、市域における活動状況やニーズを把握し、自立支援協議会の意見等も踏まえながら、事業化に向けた検討を進めていく。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況				
	第4期		第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 H32年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有	有
	実績値	有	有	有	有
自発的活動支援事業	計画値	無	有	有	有
	実績値	無	無	有	有

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
（内部評価） 理解促進研修・啓発事業として、地域交流の場となる「市民福祉のつどい」を毎年開催しており、平成29年度からは「提案型事業委託制度」によりイベントの活性化を図っている。障害福祉関係の施設だけでなく一般店舗も参加したことや、ソーシャルネットワークサービスを活用した広報を行ったこと等により、来場者数は大幅に増加し、新たな交流が生まれている。一方、新たな試みによって、事業運営や会場レイアウト等に課題が出ているため、改善に向けて取り組む必要がある。 また、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援するため、新たに「自発的活動支援事業」を実施している。なお、実施にあたっては、効果的かつ効果的な事業スキームとなるよう、地域の活動団体や自立支援協議会（あまのくらし部会）に意見を伺うほか、他年度の下半期からの実施としており、補助団体数は5団体となっている。	（次年度の方方向性等） 「市民福祉のつどい」については、委託事業者や従前の実行委員会、市民等との協働により取組の改善に努めるとともに、引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、より良いイベントとしていく。 また、「自発的活動支援事業」については、平成30年度の実施状況や内容等を評価・検証して事業スキームを確立するとともに、引き続き、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的な実施手法等を検討していくことで、障害のある人の社会参加や地域の理解促進を図っていく。

1 必要量確保のための方策（主な内容）

- 相談支援事業
障害者相談支援事業については、中核を担う基幹相談支援センターの機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化等については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人と連携を図り、研修や連絡会等を定期的に開催する。また、委託相談支援事業所の周知や連携強化に取り組みとともに、新たな事業者の確保に努め、地域の相談支援体制の充実と重層化を図っていく。
成年後見制度の利用支援については、平成30年1月から尼崎市成年後見等支援センターを2か所に体制強化しており、同センターの一層の周知に努め、窓口相談や専門相談会を実施する。また、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応していくとともに、担い手となる市民後見人の養成・活動監督等を進め、実例の蓄積を図る中で市民後見人の積極的な活用についても検討する。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況				
	第4期		第5期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 H32年度
相談支援事業 （基幹相談支援センター）	計画値	15か所 （無）	10か所 （無）	9か所 （有）	10か所 （有）
	実績値	15か所 （無）	9か所 （有）	9か所 （有）	10か所 （有）
成年後見制度利用支援事業	計画値	12人/年	14人/年	17人/年	27人/年 32人/年
	実績値	15人/年	15人/年	23人/年	35人/年 38人/年

評価（Check）	今後の取組方向（Act）
（内部評価） 複雑化かつ専門化する相談への対応や進捗が遅れているサービス等利用計画の作成の推進に向けて、地域の相談支援体制の強化に取り組む必要があるため、平成30年1月に「基幹相談支援センター（南北保健福祉センター）」を設置し、相談窓口の充実を図るとともに、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進等に向けた支援を行っている。なお、これら本市の保健福祉業務の窓口再編によって、相談支援事業の実施か所数は9か所となっている。今後も相談者の増加やサービスの普及等に伴う相談内容の多様化が見込まれるため、相談支援体制の更なる充実を図っていく必要がある。 成年後見制度利用支援事業の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して上回っている。市長申立等に係る利用件数は、各年度で増減が生じるものではあるが、平成30年1月から「尼崎市成年後見等支援センター」を2か所に体制強化して利用支援を行っていることで、制度利用に係る相談件数も増えてきている。今後も高まる利用ニーズ等に対応していくため、相談窓口の充実や量的・質的な対応力の向上、関係機関との一層の連携を図っていく必要がある。	（次年度の方方向性等） 相談支援事業については、中核を担う「基幹相談支援センター」の機能や業務が円滑に実施されるよう、関係課や委託法人等との協議を進めていく。特に、相談支援事業所の人材育成や連携強化、質の高い計画相談支援の促進については、本市における喫緊の課題となっているため、委託法人との連携を密に図り、研修や連絡会等の定期的な開催を行うっていく。また、引き続き、委託相談支援事業所の周知や連携強化に取り組みとともに、新たな事業者の確保に努め、地域の相談支援体制の充実と重層化を図っていく。 成年後見制度利用支援事業については、「尼崎市成年後見等支援センター」において、引き続き、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発等に一体的に取り組むとともに、相談支援事業所等との連携を密にして、制度を必要とする人の支援につなげていく。また、利用の促進に当たっては、今後の制度変更等にも注視しつつ、センターが中核機関としての機能を担うことも想定しながら、本市の「成年後見制度利用促進基本計画」のあり方を検討していく。

尼崎市障害福祉計画（第5期）評価・管理シート（平成30年度）

進捗状況（Do）		3-③		意思疎通支援事業	
----------	--	-----	--	----------	--

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●意思疎通支援事業

今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる意思疎通支援者の養成を充実させていく必要があるため、手話通訳者の養成講座については、全課程を切れ目なく受講できるよう、平成29年度から講座カリキュラム等を充実する。引き続き、各養成講座の受講対象者の拡大や受講者に対する支援等にも、意思疎通支援の普及・啓発や一層の制度周知に取り組むことで、意思疎通支援者を確保する。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況					
	第4期		第5期			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 H32年度	
手話通訳者派遣事業	計画値	1,049 件/年	1,151 件/年	1,244 件/年	1,101 件/年 1,132 件/年	1,164 件/年
	実績値	934 件/年 (89.04 %)	1,041 件/年 (90.44 %)	1,077 件/年 (86.58 %)	1,086 件/年 (98.64 %)	(0.00 %)
要約筆記者派遣事業	計画値	94 件/年	106 件/年	117 件/年	247 件/年	263 件/年 280 件/年
	実績値	229 件/年 (243.62 %)	221 件/年 (208.49 %)	216 件/年 (184.62 %)	183 件/年 (74.09 %)	(0.00 %)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	計画値	12 件/年	18 件/年	24 件/年	94 件/年	99 件/年 104 件/年
	実績値	25 件/年 (208.33 %)	89 件/年 (494.44 %)	27 件/年 (112.50 %)	0 件/年 (0.00 %)	(0.00 %)

（内部評価）

意思疎通支援者派遣事業の平成30年度見込値において、いずれの派遣件数も第5期計画値を下回っているものの、手話通訳者派遣事業の派遣件数については、増加傾向が続いている。これらの事業は、利用者の生活状況（通訳など）によって変動要素が大きいことから、各年度の実績と動きが見られるが、依然として利用ニーズの高い事業となっている。そのため、意思疎通支援者の養成において、平成29年度から毎年度、養成講座の拡充を図ってきたおり、加えて、派遣調整を行う「尼崎市コミュニケーション支援センター」を本庁舎内に移転し、コーディネーターを増員することで、支援機能の向上を図っている。なお、当該派遣事業については、対象となる外出先を公的機関や医療機関等に限定しているところであるが、近年、社会参加活動等に係る外出も派遣対象となるよう拡充が求められている。

（外部評価）

要約筆記者の派遣実績については増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やしていくとともに、広く市民に向けて意思疎通支援とは何かを広報し、支援者の裾野を広げるための啓発方法を検討していく必要がある。また、手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。

今後の取組方向（Act）

（次年度の方向性等）

意思疎通支援者派遣事業については、潜在的な利用ニーズが高く、加えて対象とする派遣理由の拡充を求める声が多いことから、引き続き、事業の拡充に向けて検討していく。また、意思疎通支援者の確保に向けては、引き続き、拡充してきた各養成講座を実施するほか、新たに作成するハンドブックやパンフレットを活用した、手話やろう者への理解、手話の普及等に取り組んでいく。

進捗状況（Do）

3-④

日常生活用具給付等事業

1 必要量確保のための方策（主な内容）

●日常生活用具給付等事業

在宅で生活している重度障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行う。

2 進捗状況

区 分	進 捗 状 況					
	第4期		第5期			
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 H32年度	
介護・訓練支援用具 （※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、エアーマット 等）	計画値	53 件/年	56 件/年	60 件/年	19 件/年 16 件/年	14 件/年
	実績値	35 件/年 (66.04 %)	26 件/年 (46.43 %)	37 件/年 (61.67 %)	48 件/年 (252.63 %)	(0.00 %)
自立生活支援用具 （※入浴補助用具、歩行補助杖、移動・乗車支援用具、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用屋内信号装置 等）	計画値	133 件/年	129 件/年	134 件/年	117 件/年	116 件/年
	実績値	96 件/年 (72.18 %)	117 件/年 (90.70 %)	98 件/年 (73.13 %)	105 件/年 (89.74 %)	(0.00 %)
在宅療養等支援用具 （※ネブラライザー、電気式たん吸引器、盲人用体温計・体重計 等）	計画値	73 件/年	78 件/年	80 件/年	64 件/年	64 件/年
	実績値	70 件/年 (95.89 %)	64 件/年 (82.05 %)	89 件/年 (111.25 %)	70 件/年 (109.38 %)	(0.00 %)
情報・意思疎通支援用具 （※携帯用会話補助装置、視覚障害者ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭 等）	計画値	137 件/年	137 件/年	149 件/年	164 件/年	93 件/年
	実績値	82 件/年 (59.85 %)	73 件/年 (53.28 %)	123 件/年 (82.55 %)	99 件/年 (60.37 %)	(0.00 %)
排泄管理支援用具 （※ストマ用装具 等）	計画値	10,389 件/年	11,211 件/年	12,276 件/年	11,085 件/年	12,506 件/年
	実績値	8,953 件/年 (86.18 %)	9,825 件/年 (87.64 %)	9,852 件/年 (80.25 %)	9,985 件/年 (90.08 %)	(0.00 %)
居宅生活動作補助用具 （※住宅改修費）	計画値	16 件/年	19 件/年	31 件/年	17 件/年	19 件/年
	実績値	13 件/年 (81.25 %)	15 件/年 (78.95 %)	12 件/年 (38.71 %)	11 件/年 (64.71 %)	(0.00 %)

（内部評価）

日常生活用具給付等事業の平成30年度見込値において、介護・訓練支援用具と在宅療養等支援用具を除く全て用具で第5期計画値を下回っているものの、排泄管理支援用具については、依然として高い給付実績となっている。また、情報・意思疎通支援用具については、平成29年度から「地上デジタル対応ラジオ」を給付品目に追加したことで、直近2か年の件数は伸びている。いずれの品目も、給付実績には動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対しては一定の給付ができていたと考えているが、引き続き、安定的な事業運営に努めていくことが必要である。

（外部評価）

日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。在宅療養等支援用具に盲人用の血圧計を加えるなど、適宜、給付品目を見直していく必要がある。

（次年度の方向性等）

新たな追加した「地上デジタル対応ラジオ」については、対象者に給付されるよう、引き続き、視覚障害の当事者同体を通じて周知を図っていく。また、今後も給付件数の増加が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努めていくとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズに合った品目を給付できるよう、定期的に見直しを行っていく。

今後の取組方向（Act）

36

進捗状況（Do）		3-⑤		移動支援事業	
----------	--	-----	--	--------	--

1 必要量確保のための方策（主な内容）

● 移動支援事業

移動支援事業については、利用時間数が非常に多く、利用者数も増加傾向が続いているため、継続的かつ安定的な事業運営に取り組む必要がある。また、利用状況をみると、日中の居場所や一時預かり的な利用も見受けられるため、利用者や事業者に対して、移動支援事業カイトラインの運用や日中一時支援事業の拡充等についての周知を図るなどし、基準に即した支給決定や適正なサービス提供、サービスの役割に応じた利用となるよう取り組む。

2 進捗状況

区分	進捗状況						
	第4期		第5期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
移動支援事業	計画値	388,177 時間/年	395,641 時間/年	403,248 時間/年	338,630 時間/年	323,680 時間/年	308,750 時間/年
		1,513 人/月	1,587 人/月	1,665 人/月	1,517 人/月	1,527 人/月	1,539 人/月
	実績値	362,127 時間/年 (93.29 %)	353,780 時間/年 (89.42 %)	348,115 時間/年 (86.33 %)	332,050 時間/年 (98.06 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		1,424 人/年 (94.12 %)	1,449 人/年 (91.30 %)	1,468 人/年 (88.17 %)	1,461 人/年 (96.31 %)	(0.00 %)	(0.00 %)

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
	（次年度の方角性等）	
（内部評価） 移動支援事業の平成30年度見込値については、第5期計画値と比較してやや下回っており、近年はやや減少傾向が続いている。その主な要因としては、利用人数が多い身体障害者の高齢化が進んでいることや、障害児の利用が放課後等デイサービスに移行していることが挙げられる。しかし、依然として全体の利用時間・人数は非常に多く、利用者にとって必要なサービスとなっているため、制度的本来の適正なサービス提供による給付の適正化や継続的かつ安定的な事業運営ができるよう、「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」の運用を着実に進めていく必要がある。	（外部評価） 移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。障害のある人の地域生活に必要な不可欠なサービスではあるが、利用者、事業者、行政とそれぞれの立場から見れば、少しずつ温度差が感じられるため、ガイドライン等を活用し、計画相談支援を基に適正な利用を実施していくとともに、ガイドラインの運用状況の把握等に向けては、自立支援協議会における協議を継続していく必要がある。また、移動支援事業からの利用移行として、日中一時支援事業を想定していく必要がある。	

3 進捗状況（Do）

3-⑥

地域活動支援センター

1 必要量確保のための方策（主な内容）

● 地域活動支援センター事業

利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行うちで、安定的な運営と活動の場の確保に努めている。また、県制度と連携しつつ独自の支援も行うちで、必要な情報の提供等に取り組む。

2 進捗状況

区分	進捗状況						
	第4期		第5期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
地域活動支援センター	計画値	市内	29 か所 392 人/年	32 か所 422 人/年	37 か所 472 人/年	30 か所 456 人/年	32 か所 476 人/年
		市外	13 か所 21 人/年	13 か所 21 人/年	13 か所 21 人/年	12 か所 20 人/年	12 か所 20 人/年
	実績値	市内	30 か所 (103.45 %)	29 か所 (90.63 %)	28 か所 (75.68 %)	26 か所 (86.67 %)	(0.00 %)
		422 人/年 (107.65 %)	446 人/年 (105.69 %)	441 人/年 (93.43 %)	356 人/年 (78.07 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		12 か所 (92.31 %)	12 か所 (92.31 %)	10 か所 (76.92 %)	10 か所 (83.33 %)	(0.00 %)	(0.00 %)
		18 人/年 (85.71 %)	20 人/年 (95.24 %)	24 人/年 (114.29 %)	20 人/年 (100.00 %)	(0.00 %)	(0.00 %)

（参考） ※ 進捗状況における実績値について、平成25～27年度は実績値、平成28年度は現時点の見込値。

区分	進捗状況							
	第4期		第5期					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度		
小規模作業所	見込値	市内	8 か所 44 人/年	5 か所 28 人/年	0 か所 0 人/年	5 か所 27 人/年	4 か所 22 人/年	3 か所 17 人/年
		実績値	6 か所 33 人/年	5 か所 27 人/年	5 か所 27 人/年	5 か所 26 人/年		

評価（Check）	今後の取組方向（Act）	
	（次年度の方角性等）	
（内部評価） 地域活動支援センターの平成30年度見込値については、第5期計画値と比較して下回っている。その要因としては、小規模作業所からの移行が進んでいない中、近年は法定サービス事業所への移行や、同法人が運営する当該センターの合併等により、市内の設置数や利用人数は減少傾向にある。なお、本市では生活介護や就労系サービスの利用人数が増加傾向にあり、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供できているが、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き、当該センターの運営を支援していく必要がある。	（外部評価） 小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。	